

平成30年度第2回多良木町議会(9月定例会議)

招 集 年 月 日	平成30年 9月10日					
招 集 の 場 所	多良木町議会議場					
議 会 日 時 及 び	開	議	平成30年 9月10日		午前 10時 00分	
開 閉 宣 告	散	会	平成30年 9月10日		午後 2時 14分	
	議 席 番 号	出 欠	氏 名	議 席 番 号	出 欠	氏 名
応 招 (不 応 招)	1	○	村 山 昇	7	○	高 橋 裕 子
議 員 及 び 出 席	2	○	林 田 俊 策	8	○	源 嶋 た ま み
欠 席 議 員	3	○	中 村 正 徳	9	○	久 保 田 武 治
○ 出 席	4	○	瀬 崎 哲 弘	10	○	宇 佐 信 行
× 欠 席	5	○	山 中 馨	11	○	豊 永 好 人
△ 不 応 招	6	○	魚 住 憲 一	12	○	坂 口 幸 法
会 議 録 署 名 議 員	3 番		中 村 正 徳	12 番		坂 口 幸 法
職 務 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	事 務 局 長		仲 川 広 人	議 事 参 事		執 柄 由 美
	職 名 氏 名		職 名 氏 名			
説 明 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	町 長		吉 瀬 浩 一 郎	教 育 振 興 課 長		今 井 一 久
	副 町 長		島 田 保 信	教 育 振 興 課		永 井 ・ 大 森
	教 育 長		佐 藤 邦 壽	健 康 ・ 保 険 課 長		東 健 一 郎
	会 計 管 理 者		前 田 和 博	健 康 ・ 保 険 課		松 山 文 子
	総 務 課 長		松 本 和 則	町 民 福 祉 課 長		黒 木 庄 一 朗
	総 務 課 主 幹		林 田 浩 之	町 民 福 祉 課		長 田 憲 士
	企 画 観 光 課 長		岡 本 雅 博	子 ども 対 策 課 長		白 濱 ゆ り こ
	企 画 観 光 課		竹 下 政 孝	子 ども 対 策 課		植 原 一 喜
	税 務 課 長		平 川 博	環 境 整 備 課 長		小 林 昭 洋
	税 務 課		木 下 孝 二	環 境 整 備 課		林 田 裕 一
	農 委 事 務 局 長		大 石 浩 文	農 林 課 長		久 保 日 出 信
	会 計 室		上 村 由 美 子	農 林 課		赤 川 和 幸

会 議 に 付 し た 事 件

報告第 10 号	平成 30 年度多良木町一般会計補正予算（第 2 号）
報告第 11 号	平成 29 年度財政健全化判断比率及び公営企業会計資金不足比率の報告について
議案第 10 号	熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について
議案第 11 号	多良木町個人情報保護条例の一部を改正する条例を定めることについて
議案第 12 号	多良木町子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例を定めることについて
議案第 13 号	平成 30 年度多良木町一般会計補正予算（第 3 号）
議案第 14 号	平成 30 年度多良木町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 2 号）
議案第 15 号	平成 30 年度多良木町国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第 1 号）
議案第 16 号	平成 30 年度多良木町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
議案第 17 号	平成 30 年度多良木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
議案第 18 号	平成 29 年度多良木町上水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
議案第 19 号	平成 29 年度多良木町一般会計歳入歳出決算の認定について
議案第 20 号	平成 29 年度多良木町国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算の認定について
議案第 21 号	平成 29 年度多良木町国民健康保険特別会計（直診勘定）歳入歳出決算の認定について
議案第 22 号	平成 29 年度久米財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第 23 号	平成 29 年度多良木町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第 24 号	平成 29 年度多良木町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第 25 号	平成 29 年度多良木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

開議の宣告

(午前 10 時 00 分開議)

○議長(村山 昇君) ただいまの出席議員は 12 名です。全員出席ですので、会議は成立いたしております。

ただいまから、平成 30 年度第 2 回多良木町議会(9 月定例会議)を開きます。

これから、本日の会議を開きます。

議会運営委員長の報告を求めます。

3 番中村正徳君。

○3 番(中村正徳君) おはようございます。議会運営委員長の報告をいたします。平成 30 年 9 月 4 日及び本日 9 月 10 日、委員会室におきまして議会運営委員会を開催し、付議事件について、執行部の説明を求め平成 30 年度第 2 回多良木町議会(9 月定例会議)の会期、議事日程及び議会運営に関する事項並びに議長の諮問に関する事項等について審議をいたしました。

会議日程につきましては、本日 9 月 10 日から 9 月 19 日までとし、議事日程につきましては、会議日程及び議事日程表のとおりといたします。

本日は、日程第 4、報告第 10 号及び日程第 5、報告第 11 号については報告を受けることとし、日程第 6、議案第 10 号から日程第 21、議案第 25 号につきましては、本日説明のみとし、9 月 14 日に審議・採決をお願いいたします。

9 月 18 日及び 19 日は一般質問を行います。今回、6 名の方より通告があつており、お手元に配付のと通りの順番で行います。

請願・陳情につきましては、今回 2 件の提出があつております。1 件はお手元に配付してあります要望文書表のとおり、総務産業常任委員会へ付託。1 件は議員配付といたしました。

以上、慎重審議をいたしましたので報告をいたします。

なお、詳細については、不明の点は私か事務局長にお尋ねください。

よろしく願いをいたします。

○議長(村山 昇君) それでは、会議日程及び議事日程につきましては、ただいま議会運営委員長の報告のとおりとし、多良木町議会会議規則第 20 条の規定によって、お手元に配付しておきました日程表のとおり議事を進めてまいります。

日程第 1 「会議録署名議員の指名について」

○議長(村山 昇君) 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

多良木町議会会議規則第 126 条の規定によって、3 番中村正徳君、12 番坂口幸法君の両名を指名いたします。

日程第 2 「諸般の報告及び行政報告について」

○議長(村山 昇君) 次に、日程第 2、諸般の報告及び行政報告を行います。

議長としての報告事項は、お手元に配付しております A4 判の報告用紙のとおりでございます。

詳細については、後でお尋ねになれば説明をいたします。私からの報告は以上で終わります。

なお、お手元に配付しておりますとおり多良木町監査委員から地方自治法第 235 条の 2 第 3 項の規定により、平成 29 年度の 5 月分、平成 30 年度 5 月分、6 月分、7 月分の例月出納検査の結果報告書及び地方自治法第 199 条第 9 項の規定により、平成 29 年度財政援助団体

等の監査結果報告書が議会に提出されておりますので、報告いたします。

次に、一部事務組合等の報告をお願いいたします。

公立多良木病院企業団 12 番坂口幸法君。

○12 番（坂口幸法君） おはようございます。ただいまより、平成 30 年第 2 回球磨郡公立多良木病院企業団議会臨時会の報告をいたします。

去る 8 月 9 日に第 2 回臨時会が開催され、承認 1 件、議案 1 件が上程されました。

承認第 1 号、栄養科のスチームコンベクションオーブンが故障し修理不能となったため、資本的支出の増額補正の専決処分を承認するものでございました。

議案第 9 号、平成 30 年度球磨郡公立多良木病院企業団病院事業、介護老人保健施設事業及び総合健診センター事業会計補正予算（第 2 号）についてですが、労働基準監督署是正勧告分時間外手当等の増額補正、資本的支出の建設改良費について、LED 照明工事への予算組替えをするものでございました。

議案につきましては、慎重に審議いたしました結果、いずれも妥当と認め、原案どおり可決をいたしました。

以上、球磨郡公立多良木病院企業団議会の報告をいたします。

なお、詳細な点、わからない点がございましたら、私を含め 4 名の病院企業団の議員がいらっしゃいますのでお聞き願えればと思います。

これで報告を終わります。

○議長（村山 昇君） 次に、人吉球磨広域行政組合、7 番高橋裕子さん。

○7 番（高橋裕子さん） おはようございます。人吉球磨広域行政組合定例会議の報告をいたします。

平成 30 年第 3 回人吉球磨広域行政組合議会定例会が、平成 30 年 8 月 24 日午前 10 時から人吉球磨クリーンプラザ大会議室において開会されました。

日程第 1、会議録署名議員の指名では 28 番皆越てる子議員、29 番溝口峰男議員が指名されました。

日程第 2、会期の決定では、8 月 24 日の 1 日限りとすることに決定しました。

日程第 3、行政報告では、理事会代表理事から平成 30 年 3 月の第 1 回議会定例会以降の定例理事会における主な審議等についての報告がありました。

審議の主なものにつきましては、皆さんの興味のあるところの人吉球磨ふるさと市町村圏計画、平成 30 年度実施計画の改正について、人吉球磨観光地域づくり協議会補助金の交付決定についてと特別養護老人ホーム福寿荘民営化基本方針等を審議したということの報告を受けております。

また、あのもろもろ小さい報告もあっております。6 回の理事会が行われております。

日程第 4 から日程第 10 までの提出案件 7 件は、一括議題とし、理事会代表理事から提案理由の説明を受け、続いて承認・議案 4 件を一括して、執行部の補足説明を受けた後、承認・議案ごとに質疑、採決を行い、承認第 1 号、専決処分の承認を求めることについて、専決第 1 号、平成 30 年度人吉球磨広域行政組合特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第 1 号）、議案第 11 号、平成 30 年度人吉球磨広域行政組合一般会計補正予算（第 1 号）、議案第 12 号、平成 30 年度人吉球磨広域行政組合特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第 2 号）、議案第 13 号、人吉球磨広域行政組合人吉球磨ふるさと市町村圏基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定についての 4 件を原案のとおり可決、決定いたしました。

次に、決算の認定関連の認定第 8、認定第 1 号、失礼しました。日程第 8、認定第 1 号、平成 29 年度人吉球磨広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第 9、認定第 2 号、平成 29 年度人吉球磨広域行政組合人吉球磨ふるさと市町村圏特別会計歳入歳出決

算の認定について、日程第 10、認定第 3 号、平成 29 年度人吉球磨広域行政組合特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算の認定についての 3 件を一括して、会計管理者の決算書の説明と代表監査委員の決算審査意見書の報告を受けた後に、日程を追加し、平成 29 年度決算特別委員会が設置され、決算の認定 3 件の審議については、委員会に付託されました。

決算特別委員会委員には、人吉市より 2 名、上球磨、下球磨より各 3 名が出ております。

まず人吉市から塩見寿子議員、犬童利夫議員、あさぎり町より加賀山瑞津子議員、多良木町より源嶋たまみ議員、水上村より山崎隆浩議員、相良村より中村重道議員、山江村より森田俊介議員、五木村より黒川麻里子議員の 8 名が指名され、第 1 回決算特別委員会を開催し、委員長にあさぎり町、加賀山瑞津子議員、副委員長に相良村、中村重道議員が互選され、第 2 回以降の委員会開催日程及び審査方法について、審議され決定しました。

最後に、日程第 11、委員会の閉会中の継続審査及び調査については、議会運営委員会及び平成 29 年度決算特別委員会から申し出のあった委員会の閉会中の継続審査及び調査申出書は、各委員長の申し出のとおり決定され閉会いたしました。

以上、平成 30 年第 3 回人吉球磨広域行政組合議会定例会の会議結果について報告いたします。

詳細につきまして、お聞きになりたければ広域行政組合議員の中村議員、源嶋たまみ議員、私にお尋ねいただければと思います。

終わります。

○議長（村山 昇君）次に、上球磨消防組合、5 番山中馨君。

○5 番（山中 馨君）おはようございます。平成 30 年第 2 回上球磨消防組合議会臨時会について報告いたします。

日時、平成 30 年 7 月 31 日火曜日、場所、上球磨消防組合会議室において、午後 2 時より開会しております。

日程第 1、会議録署名議員の氏名、3 番山中議員、4 番市岡議員を指名されております。

日程第 2、会期の決定、会期を平成 30 年 7 月 31 日の 1 日と決定しました。

日程第 3、同意第 1 号、監査委員の選任について、平成 30 年 7 月 23 日付けで、宇佐議員から監査委員辞職願の提出による後任人事で、後任として金子議員の監査委員選任案が提出され、全会一致で金子議員の監査委員選任を同意いたしております。

日程第 4、議案第 6 号、工事請負契約の締結について。平成 30 年 7 月 24 日（火）に実施した平成 30 年度上球磨消防組合消防庁舎等改築工事入札で落札した企業体との請負契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条に該当する契約であるため、議会の議決に付すもので、本議案は全会一致で可決いたしております。契約相手 味岡丸昭建設工事共同企業体、代表者 味岡建設株式会社、代表取締役味岡俊彦。契約金額 7 億 1,820 万円税込みです。工期、平成 30 年 8 月 1 日から平成 31 年 4 月 26 日。

日程第 5、議案第 7 号、工事請負契約の締結について。平成 30 年 7 月 24 日（火）に実施した高機能消防指令システム整備及び消防・救急デジタル無線設備移設事業入札で落札した業者との請負契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条に該当する契約であるため、議会の議決に付すもので、本議案は全会一致で可決。契約相手 三球電機株式会社福岡支店、支店長 永山志郎。契約金額 2 億 5,272 万円税込み。工期 平成 30 年 8 月 1 日より平成 31 年 6 月 28 日までとなっております。

以上、臨時会についての報告をいたします。

不明な点があれば私か宇佐議員の方にお尋ねあれば説明をいたします。

以上、報告いたします。

○議長（村山 昇君）これで諸般の報告を終わります。

町長からの行政報告の申し出がっておりますので、これを許可します。

町長吉瀬浩一郎君。

○町長（吉瀬浩一郎君） それでは、おはようございます。町長の行政報告につきましては、お手元に差し上げておりますA4判の1枚物の裏表に書いておりますが、これをもちましてご報告とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

また、いろいろとありましたらお尋ねいただければお答えいたしますので、よろしくどうぞお願いします。

○議長（村山 昇君） 次に、教育長から行政報告の申し出がっておりますが、お手元に配付しておりますA4判の報告用紙のとおりということでございます。

詳細については、後でお尋ねになれば説明をいたしますということでございます。

これで行政報告を終わります。

日程第3 「請願・陳情について」

○議長（村山 昇君） 次に、日程第3、請願・陳情につきましては、お手元に配付の要望文書表のとおりでございます。

多良木町議会会議規則第91条及び94条の規定により、受理番号6、小規模企業に関する条例制定の要望書は総務産業常任委員会へ付託いたしました。

なお、受付番号275臓器移植の環境整備を求める意見書の採択を求める陳情書については、議員配付といたしましたので報告いたします。

それでは、ここで町長の提案理由の説明を求めます。

町長吉瀬浩一郎君。

○町長（吉瀬浩一郎君） それでは、提案理由についてご説明をさせていただきます。

今回、ご審議をお願いいたします案件は、先に平成30年度の一般会計補正予算を専決処分させていただいておりますので、このご報告が1件、それから平成29年度財政健全化判断比率及び公営企業会計資金不足比率に関しますご報告が1件、計2件のご報告でございます。

それから、熊本県後期高齢者医療広域連合の規約に関する同文議決をお願いいたしますものが1件でございます。

次に、条例の一部改正が個人情報保護条例及び子ども子育て会議設置条例の計2件でございます。

平成30年度の補正予算が一般会計と合わせまして、特別会計が国民健康保険関連が2件、介護保険1件、後期高齢者医療が1件、以上、一般特会合計5件の補正予算をお願いするものです。

また、平成29年度の各会計の決算認定をお願いいたしますものが、一般会計と特別会計を合わせまして8件でございます。

以上、報告2件、同文議決1件、条例の一部改正が2件、補正予算が5件、決算認定が8件でございます。

詳細につきましては、担当課長の方からご説明をいたしますので、全議案ご可決いただきますようどうぞよろしくお願いいたします。

以上、私からの提案理由の説明とさせていただきます。

よろしく申し上げます。

○議長（村山 昇君） 町長の提案理由の説明が終わりました。

これから専決処分の報告を行います。

日程第4 「報告第10号」 平成30年度多良木町一般会計補正予算（第2号）

○議長（村山 昇君） それでは、日程第4、報告第10号、平成30年度多良木町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

報告を求めます。松本総務課長。

○総務課長（松本和則君） 報告いたします。報告第10号、専決処分の報告について、地方自治法第180条第1項及び町長の専決処分事項の指定に関する条例第2条の規定により専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告をするものでございます。

次のページに専決処分書の写しを付けております。専決処分第1号、1、専決処分した事件、平成30年度多良木町一般会計補正予算（第2号）、2、専決処分の理由、平成30年6月、7月にかけての梅雨前線豪雨の影響により、農林水産施設及び公共土木施設において法面崩壊等が発生し、早急に修繕等を行う必要があるため、地方自治法第180条第1項及び町長の専決処分事項の指定に関する条例第2条第5号の規定により専決処分をしたものでございます。専決処分の年月日は本年8月1日でございます。

次に、予算書を付けております。平成30年度多良木町一般会計補正予算（第2号）、平成30年度多良木町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるものでございます。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,510万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ67億5,427万8,000円としたものでございます。

事項別明細書の方でご説明をいたします。8ページをお願いいたします。歳入でございます。款18、繰越金2,510万円を計上しております。今回補正の調整財源でございます。

9ページをお願いいたします。歳出でございます。款11、災害復旧費、項1、農林水産施設災害復旧費、目1、農業用施設災害復旧費です。

節11の修繕料80万円、小規模災害復旧修繕に係る分でございます。

節13の測量設計業務委託料20万円及び節15の災害復旧工事350万円につきましては、上赤坂地区の排水路分でございます。

目2、林業用施設災害復旧費、節11の修繕料500万円、林道の応急復旧費ということで槻木北線、槻木南線、湯原線、荒水谷線、柳野線でございます。

節13の設計業務委託料330万円。林道槻木北線及び荒水谷線が2箇所分でございます。

款の11、災害復旧費、項2、公共土木施設災害復旧費、目1、公共土木施設災害復旧費でございますけれども、節11の修繕料100万円でございますが、町道、荒、すいません、町道増谷線2箇所分の小規模災害復旧修繕でございます。

節13の測量設計業務委託料700万円。町道諏訪下新山線、永原線、荒水谷線、すいません、荒水谷皆越線、湯原線の設計業務委託料でございます。

節14の重機等借上料200万円につきましては、町道の土砂撤去に係る重機の借上料でございます。

節15の公共土木施設災害復旧工事230万円。町道永原線及び湯原線の報土除去分でございます。

以上で、説明終わります。

○議長（村山 昇君） 報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山 昇君） 質疑なしと認めます。

これで報告第10号、平成30年度多良木町一般会計補正予算（第2号）の報告を終わります。

す。

以上で、専決処分報告が終わりました。

日程第5 「報告第11号」 平成29年度財政健全化判断比率及び公営企業会計資金不足比率の報告について

○議長（村山 昇君）次に、日程第5、報告第11号、平成29年度財政健全化判断比率及び公営企業会計資金不足比率の報告について議題といたします。

報告を求めます。松本総務課長。

○総務課長（松本和則君）報告第11号、平成29年度財政健全化判断比率及び公営企業会計資金不足比率の報告についてでございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、健全化判断比率及び公営企業会計資金不足比率を監査委員の審査に付したので、別紙意見書を付けて次のとおり報告をするものでございます。

この財政健全化法でございますけれども、地方自治体の財政破綻を未然に防ぐ法律でございます。平成21年度から完全施行されております。

まず健全化判断比率でございます。実質赤字比率、連結赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の四つの指標について、財政状況をチェックするものでございます。

基準の欄に多良木町早期健全化基準、財政再生基準とあります。多良木町の比率がこの早期健全化基準の欄にある比率を超えますといわゆるイエローカード、財政再生基準の欄にある比率を超えますとレッドカードということになります。

多良木町は赤字がありませんので実質赤字比率、連結赤字比率については該当なしでございます。

実質公債比率は9.3パーセント、将来負担比率は53.5パーセントでいずれも基準を下回っております。財政的には健全であるということが言えます。

次に、資金不足比率でございますが、これは公営企業会計ごとの比率となります。

本町の上水道事業会計、下水道事業特別会計ともに資金不足はありませんので、資金不足比率は該当がなく、健全な状態であるということがいるものでございます。

以上で、説明終わります。

○議長（村山 昇君）報告が終わりましたが、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山 昇君）質疑なしと認めます。

これで報告第11号、平成29年度財政健全化判断比率及び公営企業会計資金不足比率の報告についての報告を終わります。

これから上程します日程第6、議案第10号から日程第21、議案第25号までの議案については、本日は説明のみを行っていただき、5日目の9月14日に審議・採決をお願いしたいと思います。

日程第6 「議案第10号」 熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について

○議長（村山 昇君）それでは、日程第6、議案第10号、熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について説明を求めます。

東健康・保険課長。

○健康・保険課長（東健一郎君）それでは、議案第10号、熊本県後期高齢者医療広域連合規約

の一部変更について。

地方自治法第 291 条の 3 第 1 項の規定により、熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部を次のとおり変更するものでございます。

規約変更の理由といたしましては、熊本県後期高齢者医療広域連合を構成するすべての市町村の意見が広域連合の制度運営に反映できるようにするため、広域連合議会へ構成市町村から一人の議員を選出できるよう広域連合の議会の組織、広域の連合の議員の選挙の方法及び広域連合議員の任期について規約の一部変更を提案するものでございます。

詳細につきましては、新旧対照表の方で説明させていただきます。次のページをお願いいたします。まず第 7 条でございますが、第 7 条におきましては、広域連合議員の定数を 32 名から 45 名に変更するものでございます。

次に、第 7 条第 2 項におきましては、広域連合議会議員の構成について、これまで市長、市町村長、市議会議員、市町村議会議員の各 8 名とされておりましたが、変更後は、構成市町村の長又は議会の議員とするものでございます。

続きまして、第 8 条におきましては、広域連合議会議員の選挙については、これまで一定の推薦が必要とされておりましたが、変更後は、構成市町村の長及び議会の議員のうちから各構成市町村の議会において 1 人を選挙するとするものでございます。

次のページをお願いいたします。2 ページでございますが、続きまして、変更後の第 8 条第 2 項でございますが、前項の規定による選挙においては、地方自治法第 118 条の例によるとされております。

この 118 条は、議会の会議における選挙の方法、指名推薦及び投票の効力の意義についてうたわれておるところでございます。

続きまして、次の第 3 項及び第 4 項につきましては、削除をするところでございます。

次の 3 ページでございますが、第 9 条におきましては、広域連合議会議員の任期について、これまでは 2 年としていたものを変更後は構成市町村の長又は議会の議員としての任期によるとそういうふうにするものでございます。

次に、第 9 条第 2 項におきましては、又は議員の部分、又は議会の議員に修正しておるところでございます。

次の第 4 項及び第 5 項については削除をしております。

次の 4 ページをお願いいたします。附則部分でございます。施行期日ということで、1 のこの規約は、地方自治法第 291 条の 3 第 1 項の規定による熊本県知事の許可のあった日から施行するとなっております。

また、経過措置といたしまして、2 でこの規約の施行の日から平成 31 年 2 月 13 日までの間における広域連合議員の定数は、この規約による変更後の熊本県後期高齢者医療広域連合規約第 7 条及び第 8 条第 1 項の規定にかかわらず、32 人とするというものでございます。

3 におきまして、この規約の施行の際、現に在職する広域連合議員及び次ページの、すいません、次項の規定による選挙により当選した広域連合議員の任期は、変更後の規約第 9 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 31 年 2 月 13 日までとするものでございます。

4 番目に、施行日から平成 31 年 2 月 13 日までの間に、広域連合議員に欠員が生じた場合は、この規約による変更後の第 9 条第 3 項から第 5 項までの例により選挙を行うものとするものでございます。

最後に、提案理由といたしましては、広域連合の規約を変更しようとするときは、地方自治法第 291 条の 11 の規定により議会の議決を経る必要があることとなっておりますこととさせていただきます。

以上、よろしくをお願いいたします。

日程第7 「議案第11号」 多良木町個人情報保護条例の一部を改正する条例を定めることについて

○議長（村山 昇君）次に、日程第7、議案第11号、多良木町個人情報保護条例の一部を改正する条例を定めることについて説明を求めます。

松本総務課長。

○総務課長（松本和則君）議案第11号について説明させていただきます。多良木町個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものでございます。

新旧対照表の方で説明をしたいと思いますので、新旧対照表の方をご覧いただきたいと思います。

この条例改正の概要でございますけども、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律が平成28年5月に一部改正され、平成29年5月から施行されております。

この法律の改正内容を参考に各自治体の個人情報保護条例においても改正を行う必要がありますので今回、多良木町個人情報保護条例の一部を改正するものでございます。改正の内容は、個人情報の定義の明確化とその取り扱いについてでございます。

なお、個人情報の取扱業務のマニュアル化を本年度中に実施する予定でおります。

新旧対照表をご覧ください。下線の引いてある箇所が改正部分です。第2条、用語の定義の改正です。第1号は、個人情報の定義をア、いずれかに該当するものとして、より明確化したものでございます。

ただし書きは、法人等の役員に関する情報の除外規定でございます。

この個人識別符号の定義につきましては、第3号の方で法律の引用を規定しておりますが、内容は、まず身体の一部の特徴を電子化した文字、番号、記号、その他の符号で、具体的にはDNAの配列、顔、骨格、目、鼻、口等の容貌、指紋、掌紋、声紋などでございます。

次に、個人に提供されるカードなどに記録された文字、番号、記号、その他の符号ということで、具体的にはパスポート番号、基礎年金番号、免許証番号、個人番号、医療保険等の被保険者等の記号番号が含まれます。

第3号は、要配慮個人情報の定義を追加したものでございます。これも法律の引用を規定しておりますけども、不当な差別、偏見、不利益が生じないように、取扱いに特に配慮を要する記述が含まれる個人情報といたしまして、具体的には、心身の機能障害の情報、逮捕、捜査、差押え等の手続の情報、健康診断、その他の検査結果情報などでございます。

次のページをお願いいたします。第6条については、要配慮個人情報を取扱事務の町長への届け出、第7条については、要配慮個人情報の収集の制限を規定したものでございます。

なお、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で、説明終わります。

日程第8 「議案第12号」 多良木町子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例を定めることについて

○議長（村山 昇君）次に、日程第8、議案第12号、多良木町子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例を定めることについて説明を求めます。

白濱子ども対策課長。

○子ども対策課長（白濱ゆりこさん）議案第12号についてご説明申し上げます。多良木町子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものでございます。

今回の改正は、公立保育所の民営化に伴い、組織の改正が必要となったため改正をするにあたり、各条項等の内容改め追加修正するものでございます。

詳細につきましては、次のページの新旧対照表をご覧ください。まず第1条の設置に関する内容ですが、改正前、現状の条例におきましては、次世代育成、第1条で次世代育成支援対策推進法を表記しておりますが、この法律そのものは平成37年3月31日まで有効であります。

しかし、この子ども・子育て会議設置条例に関する内容につきましては、子ども・子育て支援法のもとで実施することが規定されているため、今回削除を、下線部分の削除を行うものでございます。

また、第2条におきましては、第2条第1項第1号、第2号の内容につきまして、先ほど申しました次世代育成関連の表記につきましての部分の修正を行い、改正後に関しましては、第1号に内容をまとめております。

そのことで、現状の第3号、第4号、第5号につきましては、それぞれ繰り上がり、改正後の第5号につきまして、すいません、児童福祉、母子福祉、母子保健等に関し、必要な事項及び当該施策の実施状況に関するものと表記するものです。

また、第2項につきましては、改正前の下線部分を削除いたします。

第3条の組織につきまして、現状は15名の委員をもって組織するとなっておりますが、先ほど申しましたように公立保育所の2園分を追加するというので、17名の委員をもってというふうに人数の変更を行います。

また、第1号で子どもの保護者という表記を追加いたしまして、第3号では次世代育成支援に係る部分の下線部分を子育て支援に変更いたします。

次のページですが、第7条、第8条は追加する条文です。まず第7条で守秘義務に関しまして、第7条、委員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

庶務に関しまして第8条で、子ども子育て会議の庶務は児童福祉担当課において処理するという条項を追加いたします。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上です。よろしくお願いいたします。

日程第9 「議案第13号」 平成30年度多良木町一般会計補正予算（第3号）について

○議長（村山 昇君）次に、日程第9、議案第13号、平成30年度多良木町一般会計補正予算（第3号）について説明を求めます。

松本総務課長。

○総務課長（松本和則君）議案第13号について説明申し上げます。平成30年度多良木町の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによるものでございます。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億4,588万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ71億16万2,000円とするものでございます。

第2条におきまして、地方債の補正も行っております。6ページをお願いいたします。地方債の追加及び変更です。災害復旧事業債を6,940万円追加しております。

また、臨時財政対策債を196万8,000円減額しております。

事項別明細書でご説明いたしますので、9ページをお願いいたします。歳入でございます。主なものを説明いたします。款13、国庫支出金、項1、国庫負担金の目3、災害復旧費国庫負担金1億1,049万2,000円です。

平成30年災公共土木施設災害復旧事業分で町道荒水谷皆越線ほか町道5路線と準用河川1本分です。

国庫支出金の項 2、国庫補助金、目 6、土木費国庫補助金の説明欄です。社会資本整備総合交付金 1,899 万 1,000 円、町道北部横断線の舗装事業分です。

10 ページをお願いいたします。款 14、県支出金、項 2、県補助金、目 2、民生費県補助金の説明欄です。多子世帯子育て支援事業費県補助金でございますけども、対象拡充に伴う見込額で町内、広域合わせまして 403 万 8,000 円の増でございます。

目の 4、農林水産業費県補助金、節 1、農業費県補助金です。くまもと土地利用型農業競争力強化推進事業費県補助金 1,500 万円、広域農場体制整備支援といたしまして、たらぎ大地の機械導入補助でございます。

節 3、林業費県補助金、林業木材産業生産性強化対策事業費県補助金 1,023 万 5,000 円です。高性能林業機械導入の補助分でございます。

森林林業木材産業基盤整備事業費県補助金 200 万円、林道日当線のガードレール設置分でございます。

目 7、災害復旧費県補助金、節 1、農業用施設災害復旧費県補助金 960 万 9,000 円でございますけども、平成 30 年災の上赤坂地区排水路ほか水路が 5 箇所、畑が 1 箇所、田が 1 箇所でございます。

節 2、林業用施設災害復旧費県補助金 1,977 万 5,000 円、平成 30 年災林道槻木北線、林道荒水谷線 5 箇所でございます。

11 ページをお願いいたします。款 15、財産収入、目 1、不動産売却収入、町有林立木売却収入 2,680 万 4,000 円でございます。平成 29 年度完了予定の主伐事業が平成 30 年度完了となったことによります歳入の増額補正でございます。

款 16、寄附金の目 2、指定寄附金です。多良木町ふるさと応援寄附金、ふるさと納税でございますけれども今回 1,000 万円増額をしております。補正後が 4,000 万円になります。8 月末申込みで 1,044 万円の申し込みがっております。これは昨年の約倍のペースとなっております。

次に、防災関係指定寄附金 40 万円です。多良木ロータリークラブより防災用として寄附をいただきました。用途につきましては、歳出の災害対策費に計上しております。ドローン等の購入に充当させていただきたいと思っております。

款の 17、繰入金、目 1、介護保険特別会計繰入金 884 万 2,000 円、平成 29 年度決算に伴う精算額の繰入れでございます。

12 ページをお願いいたします。款 18、繰越金 3,424 万 1,000 円、平成 29 年度からの繰越しですけども、今回補正の調整財源となります。

款 19、諸収入、目 5、雑入の説明欄です。多良木町観光協会過年度分返納金 219 万 3,000 円、平成 29 年度の精算に伴う返納金でございます。

款 20、町債、6 ページの地方債の変更に関連いたしまして借入限度額の決定により、まずこの臨時財政対策債を減額いたしました。

次に、災害復旧事業債を農林施設、また公共土木施設各事業の財源として計上をしております。

14 ページをお願いいたします。歳出でございます。歳出の全体的なものにつきましては、職員の共済費につきまして、率の変更に伴い補正をしております。

主なものを説明いたします。款 2、総務費、項 1、総務管理費、目 1、一般管理費です。節の 10、交際費 100 万円今回補正をしております。これは南幌町に対します見舞金でございますが、今回の北海道胆振東部地震またあの台風 21 号の被害がっておりますので、これに対しましての見舞金といたしまして 100 万円計上いたしております。

平成 28 年の熊本地震の際につきましては、熊本地震の際には、南幌町及び南幌町の団体等から支援をいただいたところでございます。今回、多良木町から見舞金という形で支援をす

るものでございます。

節 13、委託料、会計年度任用職員制度例規整備等支援業務委託料 180 万円でございます。これは地方公務員法の改正に伴いまして、現在の特別職を含む臨時、非常勤職員につきまして大幅な制度見直しが行われているところでございます。会計年度任用職員というものが創設されまして、平成 32 年 4 月 1 日から運用されます。このために任用、勤務条件等の確定や関係例規の整備を行うものでございます。

目 5、財産管理費、節 11 の修繕料 62 万 4,000 円、久米小田地区、平松地区の里道の舗装修繕でございます。

節 17、公有財産購入費、たらぎ保育園駐車場用地購入費として 249 万 2,000 円計上しております。場所は保育園側の多良木高校職員住宅跡地でございます。たらぎ保育園は、この周辺の道路も狭く保護者の園児送迎、特に雨天時におきまして支障がある状況でございます。通園児の安全確保の観点からも町有地として駐車場を確保したいと考えております。

また、建物の一部を若者サポートステーションとして活用する予定でもおります。

もう一つです。旧白濱旅館駐車場用地購入費 417 万 8,000 円、場所は熊本銀行多良木支店跡地です。この土地は旧白濱旅館にも近く現在更地でもありますので、駐車場としてすぐ活用ができるものでございます。

15 ページをお願いいたします。目 13、諸費、節 19 の補助金 451 万 3,000 円、くま川鉄道経営安定化補助です。平成 29 年度鉄道事業の経常損失分を 10 市町村の負担割合により補助するものでございます。

目 14、基金費、説明欄が多良木町ふるさとづくり納税寄附基金積立 1,000 万円です。歳入予算の 1,000 万円を積立てるものでございます。

総務費の項 2、徴税費、目の 2、賦課徴収費です。節 23 の過誤納還付金、還付加算金 502 万 8,000 円でございますけども、平成 26 年取得償却資産の固定資産税特例に伴う、修正申告による還付金及び還付加算金でございます。平成 27 年度から 3 年分となります。

17 ページをお願いいたします。款 3、民生費、項 1、社会福祉費、目 1、社会福祉総務費、節 23 の国県補助金等返納金 288 万 8,000 円、平成 29 年度臨時福祉給付金事業及び事務費の確定に伴う返納金でございます。

18 ページをお願いいたします。目 3、国民健康保険費、節 28 の国保特別会計直進勘定繰出金 451 万 9,000 円です。槻木診療所の心電図購入費及び施設改修分でございます。

目 4、障害者福祉費、節 23 の国県補助金等返納金 379 万 1,000 円、平成 29 年度障害者自立支援給付費負担金等の確定に伴い、国及び県へ返納をするものでございます。

19 ページをお願いします。款 6、農林水産業費、項 1、農業費、目 3、農業振興費、節 19 の補助金 1,500 万円でございますけども、広域農場体制整備支援としまして、たらぎ大地の機械導入補助でございます。トラクター 2 台、コンバイン 2 台、播種機 2 台導入予定でございます。

20 ページをお願いいたします。目 8、地産地消推進事業費、節 8 のふるさと納税謝礼 700 万円。ふるさと納税に対する返礼品納税額の半額の相当額と前年度に申し込みがあった分で今年度発送した分を合わせまして今回 700 万円増額の補正をお願いしたいと思います。

農林水産業費の項 2、林業費でございます。目 2、林業振興費、節 19 の補助金、木材需要拡大推進事業補助 300 万円でございます。

これにつきましては、もう申請が 8 月時点で 5 件がありまして、今後また予算不足が見込まれるために今回 300 万円の増額補正をお願いするものです。

林業・木材産業生産強化対策事業費県補助金 1,023 万 5,000 円、高性能林業機械の導入ということで、スイングヤーダーを 1 台、事業主体は清水産業九州事業所でございます。

目 3、造林費の役務費と委託料合わせまして 1,416 万 5,000 円でございます。平成 29 年

度完了予定の主伐事業が平成 30 年度完了となったことによりまして、今後の予算不足が見込まれるために増額補正を行うものでございます。歳入予算につきましても町有林立木売払収入を合わせて補正をお願いしております。

目 5、林道費、節 15 の林道日当線車両防護柵設置工事 550 万円、林道日当線のガードレール 255 メートル設置予定でございます。

21 ページから 22 ページにかけては、款 8、土木費、項 2、道路橋りょう費でございます。目 2、道路維持費、節 15 の道路維持修繕工事 3,550 万円を減額しております。町道北部横断線舗装工事が社会資本整備総合交付金事業の対象となったために、次のページの社会資本整備総合交付金道路事業への同額を組替えるものでございます。

目 3、道路新設改良費、節 13 の測量設計委託料、節 17 の用地買収費、節 22 の補償費につきましては、黒肥地の大園下地区の集落道路改良に伴うものでございます。

節 15 の 600 万円につきましては、寺前地区集落道路局部改良工事に伴うものでございます。

土木費の項 4、住宅費、目 1、住宅管理費、節 15 の町営住宅ストック改善工事 130 万円です。久米天神原第 2 団地の排水路とフェンス工事でございます。

款の 9、消防費、目 2、非常備消防費、節 11 の消耗品でございますけれども、防災行政無線の受信機 100 台とホースをお願いするものでございます。

23 ページをお願いいたします。目 5、災害対策費、節 18 のドローンにつきましては、歳入で説明したとおりでございます。

款 10、教育費、項 2、小学校費、目 1、学校管理費、節 11 の修繕料 137 万 6,000 円、主に多良木小学校、黒肥地小学校、久米小学校のブロック塀の撤去に係るものでございます。

24 ページをお願いいたします。款 10、教育費、項 4、社会教育費、目 1、社会教育総務費、節 13 の旧白濱旅館監理業務委託料 30 万円でございますけれども、受付、貸出し、清掃業務の委託料 6 か月分でございます。委託先は多良木町観光協会を予定しております。

項の 5、保健体育費、目 1、保健体育総務費、節 13、すいません。節 19 の九州大会等出場補助 33 万円でございますけれども、11 月に開催されますマスターズ甲子園出場の旅費補助で多良木高校野球部OBのうちの多良木町民 11 人分でございます。

25 ページをお願いいたします。款 11、災害復旧費、項 1、農林水産施設災害復旧費、目 1、農業用施設災害復旧費、合計で 1,362 万円補正をしております。

節 13 の測量設計業務委託料 77 万 9,000 円、節 15 の災害復旧工事 1,209 万 9,000 円につきましては、新立地区排水路ほか水路 4 箇所、水路畑の合併が 1 箇所、田が 1 箇所分でございます。

節 19、小規模災害復旧事業補助につきましては、申請額が今年の災害により見込まれますので、今回 70 万円増額補正をお願いするものです。

目 2、林業用施設災害復旧費、節 11 の修繕料 500 万円、林道の法面応急復旧修繕用といたしまして計上しております。林道の槻木北線、槻木南線、千本谷線、山柿谷線等でございます。

節 15 の林道施設災害復旧工事 4,015 万円です。林道槻木北線が 3 箇所、荒水谷線が 2 箇所分の工事費でございます。

款 11、災害復旧費、項 2、公共土木施設災害復旧費、目 1、公共土木施設災害復旧費、節 13 の委託料 250 万円は林道荒水谷皆越線の測量設計、地質調査業務委託料でございます。

節 15 の災害復旧工事費 1 億 6,286 万円でございますけれども、町道荒水谷皆越線ほか町道が 5 路線 9 箇所と準用河川 1 箇所分でございます。

26 ページ以降につきましては、給与費明細また、地方債の調書を添付しております。

以上で、説明終わります。

○議長（村山 昇君）ここで暫時休憩いたします。

（午前 11 時 4 分休憩）

（午前 11 時 11 分開議）

○議長（村山 昇君）休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 10 「議案第 14 号」 平成 30 年度多良木町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 2 号）について

○議長（村山 昇君）次に、日程第 10、議案第 14 号、平成 30 年度多良木町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 2 号）について説明を求めます。

東健康・保険課長。

○健康・保険課長（東健一郎君）それでは、議案第 14 号、平成 30 年度多良木町の国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正ということで、第 1 条で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,079 万 8,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 12 億 9,330 万円 1,000 円とするものでございます。

今回の補正につきましては、医療費の支払い見込みの増加及び平成 29 年度分交付金の精算に伴う、返還が主な補正理由でございます。

詳細につきましては、事項別明細書の方で説明いたします。

6 ページの方をお願いいたします。歳入でございます。まず款の 3、県支出金、項の 1、県補助金、目の 1、保険給付費等交付金でございますが、節で普通交付金ということで 670 万 4,000 円の補正でございます。

医療給付費分でございますが、これは保険給付に要する費用として県から交付されるものでございます。

本年度からの新設の交付金でございますが、これは今回、交付申請による増額補正ということでございます。

また、年度末には精算があるところでございます。

続きまして、項の 5、繰入金、すいません、款の 5、繰入金、項の 1、他会計繰入金、目の 1、一般会計繰入金でございますが、節で職員給与費等繰入金でございます。補正額が 53 万 5,000 円でございます。説明で事務費繰入金ということで、今回の歳出予算におきまます事務費等の繰入金の該当分を計上いたしております。

続きまして、款の 6、繰越金、目の 2、その他繰越金でございますが、補正額が 355 万 9,000 円でございます。これは今回補正予算の財源調整のための予算化でございます。補正後の予算化可能額の繰越金は、あと 1 億 7,996 万 4,000 円残っておりますところでございます。

続きまして、歳出でございます。次のページをお願いいたします。款の 1、総務費、項の 1、総務管理費、目の 1、一般管理費ということで、節で委託料でございます。

53 万 5,000 円の補正でございます。まず上段の第三者求償事務手数料が 28 万 3,000 円の増加でございますが、これは連合会に今委託しておりますが、その受領した損害賠償金等の額の 5 パーセントを手数料として支払うものでございます。

今回、賠償金等の見込額の増加による補正ということでお願いしております。

続きまして、すぐ下の国保情報集約システムの手数料でございますが、25 万 2,000 円の増加でございます。

これにつきましては、市町村ごとに保有いたします資格取得及び資格喪失等の情報を都道府県単位で集約するシステムが稼働いたしまして、その費用負担のための手数料を今回計上

させていただいたところでございます。

続きまして、款の 2、保険給付費、項の 1、療養諸費、目の 2、退職被保険者等療養給付費でございますが、補正額が 950 万円でございます。説明で退職被保険者等療養給付費ということで、これは退職者当分の医療費の支払見込額の増加が今後見込まれますので、その増額補正をお願いいたすところでございます。

続きまして、款の 8、諸支出金、項の 1、償還金及び還付加算金、目の 6、その他償還金ということでございますが、今回 76 万 3,000 円の増額補正をお願いしております。これは国県補助金等返納金ということで、内訳としましては、内容といたしましては、平成 29 年度療養給付費等交付金の確定による精算の返還金でございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

日程第 11 「議案第 15 号」 平成 30 年度多良木町国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第 1 号）について

○議長（村山 昇君）次に、日程第 11、議案第 15 号、平成 30 年度多良木町国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第 1 号）について説明を求めます。

東健康・保険課長。

○健康・保険課長（東健一郎君）それでは、議案第 15 号、平成 30 年度多良木町の国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正ということで、第 1 条で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 451 万 9,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,250 万 3,000 円とするものでございます。

今回の補正につきましては、診療所予定施設の設計が終了いたしまして、施設改修のための費用計上が主な補正理由でございます。

詳細につきましては、事項別の方で説明いたします。5 ページの方をお願いいたします。

まず歳入ということで、款の 2、繰入金でございます。目で一般会計繰入金ということで、今回 451 万 9,000 円の補正をお願いしております。

これは今回の補正財源として一般会計から繰入れをお願いするところでございます。

次に、次のページの 6 ページをお願いいたします。歳出でございます。款の 1 の総務費ということで目で一般管理費でございます。補正の総額は 451 万 9,000 円ということで、節でまず工事請負費ということで 370 万 9,000 円の増額補正でございます。これにつきましては、当初計上いたしておりました設計が完了し、今回、改修工事のための費用を計上するものでございます。

主な内容といたしまして、屋内の間仕切り、スロープの設置、屋外側溝、進入路、車庫整備等が主な工事内容でございます。

続きまして、節の 18、備品購入費でございます。81 万円の増額補正ということで、これにつきましては、以前から診療所に置いてありました心電計が故障したため、今回、購入をするということでございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

日程第 12 「議案第 16 号」 平成 30 年度多良木町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について

○議長（村山 昇君）次に、日程第 12、議案第 16 号、平成 30 年度多良木町介護保険特別会計

補正予算（第1号）について説明を求めます。

東健康・保険課長。

○健康・保険課長（東健一郎君） それでは、議案第16号、平成30年度多良木町の介護保険特別会計予算（第1号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正ということで第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,062万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億5,022万4,000円とするものでございます。

今回の補正につきましては、平成29年度分の補助金等の精算に伴うことが主な補正要因でございます。

詳細につきましては、事項別明細書の方で説明いたします。5ページの方をお願いいたします。まず歳入でございます。歳入につきましては、項で上から四つ目まで具体的には款の3の国庫支出金、次に、款の4の支払基金交付金、款の5の県支出金、款の7の繰入金、これにつきましては、平成29年度地域支援事業費、いわゆる総合事業分でございますが、これの確定に伴いますその精算に基づく歳入の補正でございます。金額につきましては、それぞれ国庫分が81万7,000円、支払基金分が7,000円、県分が51万1,000円、一般会計負担金が50万円ということで、それぞれ増額補正をお願いしておりますところでございます。

続きまして、一番下の款の8、繰越金でございます。補正額が4,879万4,000円ということで、今回補正予算の財源調整のための予算化でございます。補正後の予算化可能繰越金は5,354万4,000円となっておりますところでございます。

次のページをお願いいたします。歳出でございます。まず款の3、地域支援事業費、目の1、介護予防・生活支援サービス事業費でございます。これにつきましては、補正額がゼロで財源振替ということでございます。

続きまして、項の3、包括的支援事業・任意事業費でございますが、目で認知症総合支援事業費でございます。これにつきましては、報酬が154万8,000円の減、共済費が1,000円の減、賃金が90万4,000円の増、旅費が1万円の減というふうになっておりますが、これにつきましては、当初予算の方で非常勤職員として予算を計上しておりましたが、今回、臨時職員として雇用するため、今回の予算組替えということでお願いしておりますところでございます。

続きまして、款の5の諸支出金、項の1の償還金及び還付加算金、目の2の償還金でございますが、補正額が4,244万2,000円でございます。これにつきましては、国県補助金等返納金ということで、内容につきましては平成29年度分の介護給付費及び地域支援事業費、総合事業以外分でございますが、これの確定に伴いまして、その精算による国、県、社会報酬支払基金への返還金ということでございます。

続きまして、一番下の項の2の繰出金でございます。目で1の一般会計繰出金ということでございますが、884万2,000円の補正でございます。これにつきましては、平成29年度分の介護給付費及び総合事業以外分の以外分及び、すいません、並びに事務費の確定に伴いますところの一般会計への精算繰出しということでございます。

あと7ページの方は給与費明細書を添付しております。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（村山 昇君） 次に、日程第13、議案第17号、平成30年度多良木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について説明を求めます。

東健康・保険課長。

○健康・保険課長（東健一郎君） それでは、議案第17号、平成30年度多良木町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正ということで第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ

73万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,958万9,000円とするものでございます。

今回の補正につきましては、平成29年度分の保険料負担金確定に伴うところが主な補正要因でございます。

詳細につきましては、事項別明細書の方で説明いたします。5ページの方をお願いいたします。歳入でございます。款の3、繰入金、項の1、一般会計繰入金、目の1、事務費繰入金でございます。補正額はゼロとなっておりますが、説明欄の方で事務費繰入金が32万4,000円の減、後期高齢者医療制度円滑運営事業繰入金が32万4,000円の増というふうなことでございます。

これにつきましては、当初予算におきまして、歳出の方で保険料軽減特例システム改修委託料というのがございまして、これが32万4,000円を計上しておりましたが、この32万4,000円につきましては、国庫補助金の内示がございまして、一般会計から繰入れを予定しておるところでございます。

これに関連しまして、名称につきましては、通常事務費繰入金ではなく高齢者医療制度円滑運営事業繰入金とするために今回補正をお願いするところでございます。

続きまして、款の4、繰越金でございます。補正額が73万6,000円でございますが、これは平成29年度からの繰越金73万7,251円を予算化したものでございます。

続きまして、次のページの6ページでございます。歳出でございます。款の2の後期高齢者医療広域連合納付金、目の1の後期高齢者医療広域連合納付金でございます。補正額が58万4,000円でございます。説明欄で被保険者保険料負担金と表示しておりますが、これにつきましては出納整理期間におきます収納した保険料及び平成29年度分の保険料負担金の確定に伴うところの補正でございます。

続きまして、款の4の諸支出金、項の2の繰出金、目の1の他会計繰出金でございます。15万2,000円の補正でございます。これにつきましては、平成29年度に一般会計からの繰入金を収入しておるところでございますが、その精算のための繰出しでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

日程第14 「議案第18号」 平成29年度多良木町上水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

○議長（村山 昇君）次に、日程第14、議案第18号、平成29年度多良木町上水道事業会計利益の処分及び決算の認定について説明を求めます。

小林環境整備課長。

○環境整備課長（小林昭洋君）それでは説明させていただきます。議案第18号、平成29年度多良木町上水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてご説明申し上げます。

1、地方公営企業法第32条第2項の規定によりまして、利益の処分は議会の議決が必要なため、平成29年度多良木町上水道事業会計未処分利益剰余金2,239万5,012円を全額減債積立金に積立てるものでございます。

また、法第30条第4項の規定により、決算について監査委員の意見を付けて議会の認定が必要なため、平成29年度多良木町上水道事業会計決算を、別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものでございます。

それでは、別紙の平成29年度多良木町上水道事業会計決算書についてご説明申し上げます。

2枚めくっていただきまして、1ページをお願いいたします。上水道事業は、安全で良質な水を安定的に供給するため、配水施設等の更新を図りながら、平成29年度は安定供給に

努めているところでございます。

まず上段の(1)収益的収入及び支出の収入の予算執行状況について見ますと、収入決算額でございますが、右側の2ページの方でございますが、1億8,214万1,916円となっております。

また、2段目の支出でございますが、決算額は1億5,705万2,522円で不用額1,663万1,478円が生じております。

次に、(2)の資本的収入及び支出の収入の予算執行状況について見ますと、収入では決算額は46万8,720円となっております。こちらは消火栓の設置工事負担金の一般会計からの負担金でございます。支出では決算額は7,883万6,677円でございます。建設改良費3,684万2,835円と企業債償還金4,199万3,842円でございます。

これによりまして、資本的収入額が資本的支出額に対しまして不足する額が7,836万7,957円となります。こちらは過年度分損益勘定留保資金で補てんしております。

次に、3ページをお願いいたします。こちらは損益計算書についてご説明申し上げます。まず1番目の営業収益でございますが、1億5,303万7,040円と3番の営業外収益でございますが、1,712万5,326円となっております。

この合計であります事業収益から2番の営業費用1億3,525万8,595円と4番の営業外費用1,250万8,759円の合計である事業費用の差引額であります右下になりますが、2,239万5,012円が当該年度の純利益でございます。

次に、4ページをお願いいたします。3番の剰余金計算書についてご説明申し上げます。一番下の最下段の当年度末残高でございますが、減債積立金の1億3,048万9,794円と先ほど説明いたしました剰余金の2,239万5,012円の合計額1億5,288万4,806円が利益剰余金の合計額でございます。

次に、5ページをお願いいたします。こちらにつきましては、貸借対照表についてご説明いたします。

まず資産の部からでございますが、下段の方の2番、流動資産の(1)現金預金でございますが、こちらが2億8,623万4,051円で前年度比2,037万383円増加しております。

また、(2)の未収金につきましては、974万416円で前年度比81万2,910円の減少をしております。

6ページの負債の部につきましてですが、3番の固定負債の(1)企業債でございますが、3億2,299万5,414円でございます。前年度比4,339万3,980円減少しております。流動負債の企業債4,339万3,980円と合わせました企業債残高は本年度も借入れは行っておらず3億6,638万9,390円となりまして、前年度比マイナスの4,199万3,842円と減少しております。

次に、7ページをお願いいたします。こちらはキャッシュフローの流れでございますが、こちらについて計算書についてご説明申し上げます。下段の方から3段目のところでございますが、資金増加額が2,037万383円の増となっております。資金期末残高は2億8,623万4,051円となっております。

次に、下の方の6番でございますが、平成29年度多良木町上水道事業会計剰余金処分計算書でございます。

先ほど議案の第1項でご提案いたしました未処分利益剰余金の2,239万5,012円を経営安定化を図るため、将来の企業債償還の資金とするため全額減債積立金に積立てるものでございます。

次に飛びまして、10ページをお願いいたします。こちら投資的経費のまず工事費でございますが、8番、工事費でございます。(1)の建設工事等でございます。平成29年度の主な工事執行状況でございますが、配水管新設工事を1箇所、老朽管更新によります布設替工

事を6箇所、老朽管布設替工事に伴います舗装本復旧工事を1箇所行っております。

また、大久保地区におきまして、大久保地区の畑総事業に伴います配水管移設工事を実施しております。

次に、下段の方の修繕(2)修繕工事等でございますが、漏水等によりまして修繕業務として85件の修繕工事を実施しております。

続きまして、次のページの11ページをお願いいたします。業務についてご説明申し上げます。

平成29年度末の給水戸数でございますが、前年度より4戸減の3,581戸、給水人口は114人減の9,164人ございまして、計画給水人口から見た普及率は87.6パーセントとなっております。

年間配水量は93万3,590立方メートルございまして、前年度よりマイナス1万2,126立方メートルの減となっております。

年間給水量は85万2,170立方メートルで前年度よりマイナス7,810立方メートルの減となっており、有収水量率につきましては91.3パーセントございまして、前年度より0.4パーセントの増となっております。

年間配水量の減少につきましては、節水意識の高まりや給水人口の減少によりまして水需要の減少、漏水対策の効果によるものと思われま。

一方、年間給水量の減少につきましても給水人口の減少による水需要の減少、また漏水対策の効果によるものと思われま。有収水量率につきましても漏水対策の効果によるものと思われま。

1立方メートル当たりの供給単価でございますが、欄外でございますが、179.01銭で給水原価の153円35銭を25円66銭上回っております。

続きまして、12ページをお願いいたします。こちらが事業収入について上段となっておりますので、まず(2)の事業収入についてご説明申し上げます。

給水収益は1億5,254万2,937円ございまして、前年度比127万6,341円の減でございます。これは給水量の減少によるものでございます。

次に、事業収入の合計は1億7,016万2,366円となっております。前年度比311万296円の減でしたが、先ほど説明いたしました給水収益の給水量の減と営業外収益の雑収益の減によるものでございます。

次に、下の方の段でございますが、(3)の事業費用についてご説明申し上げます。営業費用が1億3,525万8,595円と前年度比45万5,815円の増となりました。

主な要因につきましては、減価償却費や資産減耗費の減少はありましたが、総係費が増加したためでございます。

しかし、営業外費用のうち支払利息の減少によりまして、事業費の事業費用の合計は、1億4,776万7,354円となりまして、前年度比マイナス89万5,922円の減となりました。

以上で、説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

日程第15 「議案第19号」 平成29年度多良木町一般会計歳入歳出決算の認定について

○議長(村山 昇君) 次に、日程第15、議案第19号、平成29年度多良木町一般会計歳入歳出決算の認定について説明を求めます。

松本総務課長。

○総務課長(松本和則君) 議案第19号、平成29年度多良木町一般会計歳入歳出決算の認定について説明をさせていただきます。

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、平成 29 年度多良木町一般会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものでございます。

まず決算書をお願いしたいと思います。決算書の 7 ページ、8 ページをお開きください。歳入予算合計の欄です。歳入予算に対しての調定額が 69 億 1,754 万 8,049 円、収入済額が 68 億 6,882 万 9,120 円、不納欠損額が 133 万 5,239 円、収入未済額が 4,738 万 3,690 円でございます。

続いて 13 ページ、14 ページをお開きください。歳出の合計欄でございます。歳出予算に対しまして、支出済額が 64 億 3,733 万 3,620 円、翌年度への繰越額が 1 億 7,386 万 6,000 円、不用額、予算残でございますけれども 1 億 133 万 1,380 円でございます。

ページをずっと飛ばしまして、最後の方、255 ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございます。ここは単位は 1,000 円でございます。

歳入総額から歳出総額を差引いた額が 4 億 3,149 万 6,000 円、翌年度への繰越財源といたしまして繰越明許費繰越額が 3,412 万 6,000 円、実質収支額が 3 億 9,737 万円の黒字でございます。

あと全般的なことにつきましては、この決算書資料により説明を申し上げますので、この決算書資料財政分析等と書いてある分ですけれども、これをお願いしたいと思います。

なおこの資料につきましては、地方財政状況調査の要領により作成をしておりますので、この決算書の款項目の金額との相違がございます。

これは全国的に統一した視点で決算の分析を行うということでございますので、その辺はご理解をお願いしたいと思います。

1 ページです。まず町税でございますけれども 7 億 9,835 万 2,000 円、対前年度比で 1.9 パーセントの微増です。内訳といたしましては、個人町民税が 980 万円ほど増加しております。農業所得が増加しているということでございます。

あと固定資産税につきまして、滞納繰越分の徴収増ということで 250 万円ほど増加をしております。

款の 2 から款の 10 の交通安全対策特別交付金までは、これは地方自治体がみずからの裁量で使用できる一般財源または一般財源等といたしまして、それぞれの算定基準に基づき交付されるものです。

財源となりますが国税、県税等の収入状況によりまして、交付額も増減いたします。

9 番の地方交付税でございますけれども歳入総額の 43 パーセントを占めております。この交付税につきましては、29 億 8,433 万 3,000 円と前年度とほぼ同額でございました。内訳といたしましては、普通交付税が 27 億 9,405 万 1,000 円、特別交付税が 1 億 9,028 万 2,000 円、前年度とほぼどちらも同額でございます。

11、分担金及び負担金 8,054 万 6,000 円で対前年度比 30.8 パーセントの増でございます。

ここは決算統計の作成要領でしておりますので決算書との差がございます。県営第 2 多良木地区受益者分担金が 3,630 万円と 2,430 万円増をしております。増加しております。

12、使用料及び手数料 1 億 1,978 万 3,000 円、対前年度比 1.2 パーセントの微増でございます。ここも決算書との差がございます。主なものといたしましては、町営住宅の家賃が 6,730 万円、えびすの湯の入館料が 2,130 万円、ブルートレインたらぎ、えびす広場の収入が 1,100 万円、町立保育所の保育料が 1,190 万円という結果でございました。ほぼ前年と同額です。

13、国庫支出金 7 億 3,438 万 5,000 円です。対前年度比 4.7 パーセントの減です。この国庫支出金のうち、福祉医療に係るものが 5 億 3,370 万円、土木費に係るものが 7,240 万円、教育費に係るものが 6,900 万円です。この減少要因といたしましては、平成 28 年度にありました介護基盤整備、グループホームの整備の補助金が 3,540 万円減、地方創生の交付金が

2,950万円の減、臨時福祉給付金が2,200万円の減となっております。

逆に増加要因といたしましては、公民館改修をいたしました拠点整備交付金が4,470万円の増加の要因となっております。

14番、県支出金7億2,359万8,000円、対前年度比で2.3パーセントの減です。県支出金のうちこちらにも福祉及び医療に関するものが3億8,600万円でございます。農林業に係るものが2億4,920万円、災害復旧事業が3,700万円ということで減少要因といたしましては、地籍調査事業が4,600万円減、槻木地区の携帯電話エリア整備事業が3,100万円減ということです。

逆に増加要因といたしましては、災害復旧事業が3,700万円の増となっております。

15、財産収入です。8,228万1,000円、対前年度比21.5パーセントの増です。町有林立木売払収入が6,740万円ということで、前年度と比較しまして1,170万円増加をしております。

あとは堆肥の売払収入が650万円、町預金利子が630万円でございます。

16、寄附金3,477万7,000円、対前年度比で151.6パーセントの増です。ふるさと納税が前年1,290万円に対しまして29年度が3,220万円ということで2.5倍の伸びがございました。

17、繰入金です。1,312万9,000円、対前年度比68パーセントの減です。これは特別会計からの繰入金でございますけれども、この減少要因といたしましては、後期高齢者医療給付費の負担金の精算が2,300万円減少しております。

18、繰越金です。4億945万3,000円、対前年度比で9.2パーセント増です。3,400万ほど増加しておりますけれども、これは繰越明許費充当財源の増ということで、1,620万円から7,680万円ということで6,000万円ほど増加をしております。

19、諸収入7,163万8,000円、対前年度比7.2パーセントの増です。ここも決算書と相違がございます。内訳は、受託事業収入が1,330万円とあと雑入が5,560万円ほどございます。

雑入の主なものといたしましては、スポーツ振興宝くじが1,600万円、熊本県市町村振興協会からの交付金が940万円、町立保育所指定管理者納付金が370万円、御船町派遣職員の給与費が3,300万円でございます。

20、町債5億4,569万1,000円、対前年度比で27.6パーセントの増でございます。内訳は、過疎対策事業債が2億3,560万円、5,370万円ほど増加をしております。臨時財政対策債が1億6,170万円、440万円の増です。一般補助施設整備の地方債6,500万円ということで、ここも5,920万円増ということでございます。

歳入合計が68億6,883万円でございます。

次のページです。歳出でございます。まず議会費でございますけれども1.7パーセント増ということで、7,981万7,000円ほぼ前年並みでございました。

2番の総務費です。8億1,197万7,000円、13.9パーセントの減でございます。うち一般管理費が2億3,610万円、地方創生推進交付金事業費が9,450万円、電算管理費が8,180万円、徴税費が7,590万円、地籍調査費が5,410万円といったものが主な金額の多いものでございます。

減少要因といたしましては、財政調整基金の積立てが1億400万円ほど減少をしております。これは財政調整基金の積立てをただいま調整をしておりますので、29年度はあえて積立てをしておりません。

また、あの地籍調査費で5,880万円減少しております。増加要因といたしましては、地方創生の交付金事業で2,170万円増でございます。

3、民生費、21億5,919万1,000円、1.7パーセントの減でございますけれども、この民生費につきましては、歳出の33.5パーセントを占めております。内訳といたしましては、児

童、障害者、高齢者等の福祉医療関係に係る支出ということでございますけれども、増加要因といたしましては、えびすの湯の管理費が 680 万円増、病児病後児保育の委託料が 840 万円増です。

また、減少要因といたしましては、臨時福祉給付金が 2,120 万円減、介護基盤整備が 3,540 万円の減です。

4、衛生費です。5 億 9,884 万 9,000 円、2.4 パーセントの減です。ここは住民の健康予防、環境衛生等の保健衛生関係の経費です。大きいのが公立多良木病院の負担金 2 億 4,050 万円、人吉球磨広域行政組合の負担金 1 億 1,000 円、1 億 4,160 万円、あとは健康予防関係で 6,780 万円ほどでございます。

減少要因といたしましては、公立病院の負担金が 1,180 万円減少しております。ベッド数の減少に伴う、交付税算入の分でございます。

6、農林水産業費 6 億 1,475 万円、7.6 パーセントの増でございます。内訳は、農業費が 4 億 7,400 万円、林業費が 1 億 4,020 万円ということで増加要因といたしましては、県営多良木第 2 地区土地改良事業が 5,640 万円の増、逆に減少要因といたしましては、林道槻木北線の整備事業が 3,630 万円の減でございます。

7、商工費です。9,804 万 7,000 円、18.9 パーセントの増でございます。

あと、主な要因といたしましては、観光協会の運営補助が 700 万円増、住宅リフォーム事業が 400 万円増、空き家・空き店舗活用事業が 350 万円ほどの増ということで、観光協会の運営補助と空き家・空き店舗活用事業が新規の事業でございました。

8、土木費 4 億 7,092 万 2,000 円、0.5 パーセントの減、前年度並みの決算額でございます。内訳といたしましては、道路橋りょう費が 2 億 1,180 万円、下水道会計への繰出金が 1 億 6,090 万円、住宅費が 3,110 万円という内訳でございます。

9、消防費 2 億 3,931 万 4,000 円、0.8 パーセント増ということで、ここも前年度並みの決算でございます。上球磨消防組合負担金が 1 億 4,250 万円、消防施設が、消防施設費が 2,840 万円、災害対策費が 2,490 万円ということで 0.8 パーセントの微増ではあったんですけども、内訳といたしまして、球磨川水系防災・減災ソフト対策事業につきましては、この補助事業は 2,330 万円ほど増加をしております。

10、教育費です。6 億 3,073 万 7,000 円、45.3 パーセントの増です。学校教育、社会教育、保健体育に係る経費でございますけれども、この大きな増加要因といたしましては、拠点整備交付金事業で久米公民館、黒肥地公民館の改修を行っております。1 億 1,260 万円の増でございます。

また、あの歴町 50 選事業といたしまして、旧白濱旅館の改修で 5,940 万円、4,940 万円ほどの増となっております。

また、総合グラウンドの改修で 3,560 万円の増でございました。

11、災害復旧費 4,804 万 5,000 円、78.4 パーセントの増でございますけれども、林道の災害復旧費、槻木北線、槻木南線の災害復旧事業の増でございます。2,320 万円増加をしております。

12、公債費 6 億 8,568 万 5,000 円、6.8 パーセントの増でございますけれども、このうち元金が 5,210 万円増加をしております。あと利子につきましては、逆に 860 万円ほど減少をしております。元金償還の増ということで 6.8 パーセントの増でございました。

次に、3 ページをお願いいたします。3 ページにつきましては、この決算書にあります節の合計を出しているところでございます。

このうち、給料、職員手当等につきましては、町長、副町長、教育長を含みます職員に係るものでございます。6 億 9,483 万 5,000 円ということで 10.8 パーセントを占めておりました。

あと 11 番の需用費につきましては、光熱水費、修繕費の方が大きな、消耗費も含めましてですね、大きな支出となっております。

13 番の委託料につきましても外部委託の経費ですけれども 6 億 8,927 万 7,000 円でございます。対しまして工事請負費が 4 億 3,407 万 2,000 円ということで前年度よりは増加をしておりますけれども、こう全体的には構成比は少し少ないような気もいたします。

あと 19 節です。負担金補助及び交付金ですけれども、ここがもう一番大きくてですね、17 億 605 万 6,000 円ということで総額の 26.5 パーセントを占めております。

また、扶助費につきましても 7 億円を超えております。

23 節の償還金利子及び割引料につきましては、主にここは地方債の償還関係でございます。7 億 1,419 万 9,000 円の支出でございました。

28 節の繰出金につきましては、他会計への繰出金ということで 5 億 5,600 万ほどございました。

5 ページをお願いいたします。5 ページにつきましては、議員の皆様には財政用語の解説ということで配布をさせていただきましたので、ここはもうその解説を見ながらこの数値を確かめていただければと思います。

一枚紙、A4 の一枚紙裏表刷りを配付しておりますので、よろしくをお願いいたします。省略させていただきます。

6 ページも同様でございます。実質公債比率につきましては、類似団体との比較を出しているところでございます。類似団体より少し率的には多いようでございます。

あと 7 ページにつきましては、収入の状況を 1 ページとダブりますけれども、平成 25 年度から上げております。下の方には、町税の内訳を上げております。

8 ページでございますけれども、ここは歳出の性質別経費の状況ということで、3 ページにつきましては、この節の節ごとの区分でございましたけど、これを性質別に見た時にどうあるかということで、大きな項目といたしましては、義務的経費、次の投資的経費、次のその他の経費に分けられます。義務的経費のうち人件費が 9 億 4,300 万円、扶助費が 11 億 6,700 万円、公債費が 6 億 8,500 万円ということで大きく、構成比も大きくなっております。その他の経費につきましては、補助費等ということでですね、一部事務組合とその他とあります。ここを合わせまして、10 億 9,365 万 9,000 円ということで、公立病院は一応事務組合ですけれども、あそこは公営企業会計ですので、その他のところに含まれております。

あと繰出金が他会計への繰出ということでございまして、7 億 5,916 万 3,000 円でございます。

9 ページにつきましては、地方債の現在高の状況を地方債の区分により現在高を付けております。

このうちの災害復旧事業債が元利償還金の 90 パーセントが普通交付税の基準財政需要額へ算入をされます。6 番の辺地対策事業債が同じく 80 パーセント算入となります。7 番の過疎対策事業債が 70 パーセント算入でございます。

あと、21 番の臨時財政対策債につきましては、これは地方交付税の代替財源ということで、理論的には全額普通交付税の方に参入を、償還金の全額が普通交付税の方に算入されるものでございます。

10 ページにつきましては、地方債の、これは借入先と利率別の現在高の状況ということで上げております。ほとんどのただいまですね、低金利の時代ですんでほとんどが 1.5 パーセント以下の利子でございますけれども、まだまだ 2 パーセントを超えているもので償還が残っているものがございます。

あと 11 ページにつきましては、下水道事業会計の地方債の現在高を付けさせていただいております。

以上で、決算につきましては説明終わります。不足する分につきましては、委員会とかでお尋ねをいただければと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（村山 昇君）ここで昼食のため暫時休憩いたします。

午後は1時5分から開会いたします。

(午後 0 時 3 分休憩)

(午後 1 時 1 分開議)

○議長（村山 昇君）休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 16 「議案第 20 号」 平成 29 年度多良木町国民健康保険特別会計（事業勘定） 歳入歳出決算の認定について

○議長（村山 昇君）次に、日程第 16、議案第 20 号、平成 29 年度多良木町国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算の認定について説明を求めます。

東健康・保険課長。

○健康・保険課長（東健一郎君）それでは、議案第 20 号、平成 29 年度多良木町国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、平成 29 年度多良木町国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものでございます。

決算の説明につきましては、決算書の方でご説明いたしますのでよろしく願いいたします。こちらの方でございます。

国民健康保険特別会計の事業勘定でございますが、につきましては、ページの 256 ページからでございます。

まず歳入の方でございますが、259 ページ、259 でございます。開けていただきますようよろしく願いいたします。259 ページの上のところに収入済額C欄がございまして、一番下のところが歳入合計になっております。

平成 29 年度におきましては、17 億 1,208 万 9,530 円を収入いたしております。これは平成 28 年度と比較しまして 4,121 万 1,768 円の増加となっております。

この増加要因といたしましては、前期高齢者交付金の増や前年度からの繰越金の増が主な要因となっておりますのでございます。

次に、歳出でございますが、262 ページをお願いいたします。上の方の欄で支出済額Bのところの一番下の欄が歳出合計になっております。15 億 2,751 万 8,732 円を支出いたしております。これは前年度と比較いたしまして、2,096 万 9,945 円の減少ということで、この要因といたしましては、後期高齢者支援金等及び共同事業拠出金の減、また、本年度の決算書にはございませんが、公債費の減が主な要因となっております。

次に、263 ページの歳入歳出差引残額ということでございますが、1 億 8,457 万 798 円となっておりますが、この額は前年度よりも 6,218 万 1,713 円増えております。

次のページからが事項別明細ということになっておりますので、主なところを説明させていただきます。264 ページでございます。

まず全体の状況でございますが、平成 29 年度末におきます国民健康保険の加入の状況でございますが、世帯数が 1,643 世帯でございました。これは前年度と比較いたしまして 56 世帯の減。それから被保険者数が 2,820 人で、前年度と比較いたしまして 142 名の減でございました。

では、歳入の方でございますが、まず款の 1 の国民健康保険税ということで、右側のペー

ジで収入済額のところでございますが、2億9,415万5,966円を収入いたしております。収納率につきましては、現年度分で93.83パーセント、過年度分で16.06パーセント、合計で73.71パーセントでございました。合計の収納率は前年度とほぼ同率でございました。

また、その収入済額の右側の方に不能欠損額ということで186万円100円を計上いたしておりますが、根拠といたしましては、地方税法第15条の7第4項によります不納決算処分でございます。

内訳といたしましては、処分する財産がない方が8名、生活困窮者が4名、所在等不明者が6名ということで合計の18名でございました。

次に、266ページの方をお願いいたします。款の3の国庫支出金でございますが、右のページの収入済額で3億3,266万8,754円を収入いたしております。前年度と比較しますと5,620万円ほど減っているところでございます。

主なものにつきましては、項の1の国庫負担金、目の1の療養給付費等負担金ということで、こちらの方が2億3,155万2,445円を収入しておりますが、これは保険給付費の32パーセントに相当するものでございます。

その下の項の2の国庫補助金、目の1の財政調整交付金でございますが、8,692万8,000円を収入いたしております。これは保険給付費の9パーセントに相当する分ということでございます。

次に、268ページの方をお願いいたします。款の4の県支出金でございますが、右側の収入済額で8,817万309円を収入いたしております。前年度と比較いたしまして、1,680万円ほど減っておるところでございます。

主なものにつきましては、項の2の県補助金の目の1の県財政調整交付金ということで、7,838万1,000円でございますが、これは保険給付費の9パーセントに相当する分でございます。

次に、款の5の療養給付費等交付金でございますが、収入済額で3,443万5,354円を収入いたしております。前年度と比較しますと1,230万円ほど増えておるところでございます。

こちらにつきましては、退職被保険者に係る医療給付分として交付されるものでございます。

次に、270ページの方をお願いいたします。款の6の前期高齢者交付金でございますが、右側の収入済額で3億4,567万9,242円を収入いたしております。前年度と比較いたしますと6,590万円ほど多く入ってきております。これは各保険者間の均衡を是正するため、75歳未満の加入率に応じて医療費の調整を行うための交付金ということでございます。

次に、款の7の共同事業交付金ということで、目の1の高額医療費共同事業交付金でございますが、収入済額で4,193万5,121円を収入しております。前年度と比較しますと420万円ほど減っております。

この目は、高額な医療費1件当たり80万円以上の発生により、保険財政への影響緩和を図るためのもので都道府県単位で費用の負担を調整して交付がなされるものでございます。

その下の目の2の保険財政共同安定化事業交付金でございますが、収入済額が3億1,544万1,444円で前年度と比較いたしますと1,150万円ほど減っておるところでございます。

こちらにつきましては、1円以上のすべての療養給付について同じように都道府県単位で調整して交付がなされるものでございます。

後ほど歳出の説明の方では逆に拠出金の方が出てまいります。

次に、272ページの方をお願いいたします。款の9の繰入金でございますが、収入済額で1億2,514万7,798円を収入いたしております。前年度と比較しますと480万円ほど減っております。

右側の節の区分でそれぞれ区分をいたしておりますが、まず節の1の保険基盤安定繰入金

(保険税軽減分)でございますが、これは保険税の軽減を行ったことによるその補てんのための繰入れでございます。この財源といたしましては、県費が4分の3ということでございます。

その下の節の2の保険基盤安定繰入金(保険者支援分)でございますが、こちらは低所得者数に応じまして、保険税の一定割合を補てんするというのでその繰入れてございます。この財源といたしましては、国が2分の1、県が4分の1ということになっております。

一つ飛ばしまして、節の4の出産育児繰入金でございますが、こちらにつきましては、出産一時金の3分の2を繰入れるというふうなことでございます。

その下の節の5の財政安定化支援事業繰入金でございますが、こちらにつきましては、一般会計の普通交付税算定時基準財政需要額に算入されるものでございまして、総務省から示された試算表に基づいて繰入れを行っております。

次の節の6のその他一般会計繰入金でございますが、備考欄に説明書きがありますが、2番目の保険税負担緩和繰入金ということで、2,000万円を繰入れております。

その下が地方単独事業一般会計繰入金として、312万6,000円を繰入れております。こちらにつきましては、本町で子ども医療費の助成事業を一般会計の方で行っておりますが、この現物支給に係る部分につきましては、国庫支出金の算定におきまして、基準額が減額になることからその部分を一般会計で財政措置をしていただくという形で繰入れを行っております。

次に、款の10の繰越金につきましては、収入済額が1億2,238万9,085円でございます。前年度と比較しますと4,710万円ほど増えておるところでございます。

収入の主なところは以上でございます。

続きまして、278ページの方をお願いいたします。歳出でございますが、款の1の総務費、目の1の一般管理費でございますが、右側の支出済額で887万472円を支出しております。前年度と比較いたしますと291万円ほど増えております。

新規の内容といたしましては、節の13の委託料の備考欄の一番下ですが、国民健康保険システム連携対応改修委託料459万4,320円を支出いたしております。こちらにつきましては、平成30年度から実施されました国保の財政運営責任等の都道府県移行化による経費でございます。

次に、280ページの方をお願いいたします。款の2の保険給付費でございます。こちらが医療費等に係る国保の給付費ということで、この会計の本体部分となるところでございます。右側の支出済額で8億8,882万4,209円を支出いたしております。前年度と比較いたしますと63万円ほど減っております。

また、平成29年度の一人当たり医療費といたしましては、35万9,866円という状況でございました。

ただ、被保険者数が年々減少傾向にございますので、この一人当たり医療費は増加をしているというふうな状況にございます。

次に、284ページの方をお願いいたします。款の3の後期高齢者支援金等でございますが、右側の支出済額で1億5,139万783円を支出いたしております。前年度と比較しますと687万円ほど減っております。

こちらにつきましては、後期高齢者医療に係る費用の一部を国保の加入者からの支援金として支出いたしております。

次に、288ページの方をお願いいたします。款の6の介護納付金でございますが、右側の支出済額で6,514万9,420円を支出しております。前年度と比較しますと529万円ほど減っております。

こちらにつきましては、介護納付金保険税分と国県支出金を合わせたものを財源として支

出しております。

次に、款の 7 の共同事業拠出金でございますが、先ほど歳入の方で説明いたしました共同事業交付金に対応するものでございます。右側の支出済額で 3 億 7,203 万 3,075 円を支出いたしております。前年度と比較いたしますと 1,287 万円ほど減っております。

次に、款の 8 の保健事業費、目の 1 の特定健康診査事業費でございますが、右側の支出済額で 2,123 万 7,726 円を支出いたしております。前年度と比較いたしますと 29 万円ほど減っております。

次に、290 ページの方をお願いいたします。右のページの節のところでございますが、支出の主なものとしたしましては、節の 13 の委託費で備考欄の特定検診委託料、それから総合検診（人間ドック）委託料などを支出しております。

平成 29 年度におきましては、特定検診の受診率が 56.10 パーセントでございました。

次に、292 ページの方をお願いいたします。款の 9 の基金積立金でございますが、4 万円を積み立てておりますが、これは歳入の基金利子に相当する分の積立てでございます。この積立てを行った後の基金の現在高は、7,516 万 8,978 円となっております。

次に、款の 10 の諸支出金、項の 1 の償還金及び還付加算金、目の 3 の償還金でございますが、右側の支出済額で 1,321 万 2,170 円を支出しております。内容につきましては、確定による平成 28 年度療養給付費等負担金の返納金ということでございます。

次に、294 ページの方をお願いいたします。項の 2 の繰出金、目の 1 の国保直診病院会計繰出金でございますが、右側の支出済額で 178 万 6,000 円を支出いたしております。

これは公立多良木病院企業団の施設整備等に係る特別調整交付金につきましては、町を通して申請するとともに町を通して受入れることから、公立病院へ繰出しを行うものでございます。

今回の内訳といたしましては、医師の確保対策に要した費用と救急患者受入態勢支援事業に要した費用でございます。

歳出の説明は以上でございます。

次に、296 ページの方をお願いいたします。実質収支に関する調書をお願いいたします。5 番の実質収支でございますが、1 億 8,457 万 1,000 円となっております。

これが平成 30 年度への繰越金となります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

日程第 17 「議案第 21 号」 平成 29 年度多良木町国民健康保険特別会計（直診勘定）歳入歳出決算の認定について

○議長（村山 昇君）次に、日程第 17、議案第 21 号、平成 29 年度多良木町国民健康保険特別会計（直診勘定）歳入歳出決算の認定について、説明を求めます。

東健康・保険課長。

○健康・保険課長（東健一郎君）それでは、議案第 21 号、平成 29 年度多良木町国民健康保険特別会計（直診勘定）歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、平成 29 年度多良木町国民健康保険特別会計（直診勘定）歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものでございます。

決算の説明につきましては、決算書の方で説明させていただきますので、よろしくをお願いいたします。直診勘定につきましては、ページの 383 ページからが決算書となっております。そういうことで次の 384 ページの方をお願いいたします。

まず収入済額 C 欄の一番下の歳入合計でございますが、824 万 6,200 円を収入いたしてお

ります。前年度と比較いたしますと 130 万 1,200 円増加しておるところでございます。増加要因といたしましては、一般会計繰入金が増が主な要因となっております。

次に、385 ページの方をお願いいたします。歳出の支出済額B欄の一番下の歳出合計でございます。歳入合計と同額の 824 万 6,200 円を支出いたしております。前年度と比較しますと歳入同様 130 万 1,200 円増加しておるところでございます。

増加要因といたしましては、診療所へのエアコン設置費用が増が主な要因となっております。

次の 387 ページからが事項別明細となっておりますので、主な部分についてご説明申し上げます。387 の方をお願いいたします。

まずこの事業の、この会計の事業内容といたしましては、槻木診療所運営を公立多良木病院企業団に委託し、その運営に係る一部補助金といたしまして、県から運営補助がございました。

また、補助残につきましては、町の一般会計から繰入れを行うこととしておるところでございます。

それでは歳入の方でございますが、款の 1 の県支出金、項の 1 の県補助金、目の 1 のへき地診療所運営費県補助金ということで、右側の歳入済額で 300 万 6,100 円を収入いたしております。前年度と比較いたしますと 41 万 7,000 円増えておるところでございます。

この補助金につきましては、補助基準額から診療収入を引いた残りの 3 分の 2 が交付されるということになっております。

次に、款の 2 の繰入金、目の 1 の一般会計繰入金でございますが、収入済額が 518 万 5,200 円でございます。前年度と比較いたしますと 88 万 4,200 円増えておるところでございます。

歳入は以上でございます。

次に、389 ページをお願いいたします。歳出でございますが、款の 1 の総務費、目の 1 の一般管理費でございますが、右側の支出済額で 824 万 6,200 円を支出いたしております。主な支出内容につきましては、槻木診療所業務委託料が 750 万円、エアコン購入費が 73 万 4,400 円となっております。

歳出は以上でございます。

次に、391 ページの実質収支に係る調書の方でございます。5 番の実質収支が 0 万円ということとなっております。

以上で、説明終わらせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

日程第 18 「議案第 22 号」 平成 29 年度久米財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（村山 昇君）次に、日程第 18、議案第 22 号、平成 29 年度久米財産区特別会計歳入歳出決算の認定について説明を求めます。

久保農林課長。

○農林課長（久保日出信君）議案第 22 号についてご説明申し上げます。平成 29 年度久米財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、平成 29 年度久米財産区特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものでございます。

決算につきましては、内容につきましては、決算書の方よりご説明申し上げます。決算書の 297 ページをお開きいただきたいと思います。

歳入でございますけれども、収入済額合計で 1,064 万 1,850 円となっております。対前年比

で142万4,918円の減となっております。槻木の花立地区の利用間伐等の実施を行ったところでございます。

次をお開きください。299 ページでございます。歳出でございます。支出済額合計でございますけれども928万119円でございます。対前年比95万8,862円の減となっております。歳入歳出差引残額につきましては136万1,731円となっております。対前年比46万6,056円の減となっております。

次のページをお開きください。平成29年度につきましては、施業体系に基づきまして、槻木花立地区の利用間伐搬出事業を6.95ヘクタールの実施を行ったところでございます。

歳入について主なものについてご説明申し上げます。款1、県支出金、目1、農林水産業費県補助金でございます。林業費県補助金としまして収入済額304万円でございます。間伐等森林整備促進対策事業の県補助金でございます。花立地区の利用間伐事業に対する補助金でございます。補助率につきましては、定額でございますが91パーセントの補助率となっているところでございます。

次に、款の2、財産収入でございます。目の不動産売払収入です。収入済額438万9,481円でございます。立木代金でございます。用材、チップ材の合計となっております。

款の3、繰入金でございます。次のページになります。目の財産区基金繰入金でございますけれども、基金繰入といたしまして、131万5,000円でございます。基金取りくずしをして事業財源として歳入しております。

4、繰越金でございます。前年度繰越金といたしまして、182万7,787円を繰越金として収入しております。

次のページをお開きいただきたいと思っております。歳出について主なものについてご説明申し上げます。款の1、財産区管理会費でございます。目の管理会総務費といたしまして、支出済額109万2,135円を支出しております。その内1、報酬といたしまして、財産区管理委員7名の報酬として99万4,000円の支出をしております。

款の2の財産造成費でございます。目の1の財産造成管理費でございます。節の1番報酬でございます。森林監視員2名の監視員報酬として26万円を支出したところでございます。

次のページをお開きください。続いて、12の役務費でございます。72万4,760円を支出しております。内訳といたしまして、手数料50万5,837円でございます。こちらは花立の間伐に伴います伐出費の市場と森林組合の手数料でございます。保険料を21万8,923円でございますけれども、森林保険の49.24ヘクタール分の森林保険でございます。

13、委託料です。430万5,783万円を支出しております。こちらが伐出費といたしまして96万5,991円、間伐等森林整備促進対策事業といたしまして、伐出関係の経費でございますけれども、333万9,792円の支出でございます。

次に、款の3、積立金でございます。目の積立金といたしまして、基金への積立金として、276万円を基金の方に積立てをしておりまして、平成29年度末の残高といたしまして、2,516万3,152円となったところでございます。

次のページをお開きください。すいません、311 ページです。申し訳ございません。実質収支に関する調書でございますけれども、3の歳入歳出差引額136万2,000円でございます。翌年度に繰越すべき財源ございませんので、実質収支は同額の136万2,000円となったところでございます。

以上、説明終わります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

日程第19 「議案第23号」 平成29年度多良木町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（村山 昇君）次に、日程第 19、議案第 23 号、平成 29 年度多良木町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明を求めます。

小林環境整備課長。

○環境整備課長（小林昭洋君）議案第 23 号、平成 29 年度多良木町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、平成 29 年度多良木町下水道事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものでございます。

それでは別冊の 314 ページをお開きください。まず下水道事業は事業認可に、計画に基づきまして 28 年度末をもちまして整備累計面積 331.7 ヘクタール、整備率 100 パーセントに達しております。29 年度は主に事業の維持管理、投資的経費の負担を行っております。

314 ページでございますが、まずは歳入合計についてご説明申し上げます。B の調定額でございますが、3 億 1,289 万 86 円でございます。

それに対しまして、C の収入済額ですが 3 億 691 万 6,486 円でございます。対前年度マイナス 1,989 万 4,059 円でございます。

主に事業完了に伴います事業費の減によるものでございまして、国庫支出金がマイナス 1,200 万、起債がマイナス 1,320 万円、原因がっております。

不納欠損額 B でございますがゼロ円でございます。

収入未済額 597 万 3,600 円でございます。

次のページをお願いいたします。316 ページでございますが、歳出合計でございます。

1 番下段でございます。支出済額の B でございます。2 億 9,099 万 2,802 円でございます。対前年度比マイナス 2,396 万 2,258 円でございます。

主な理由としましては、先ほどと同じでございますが下水道事業の完了に伴う事業費の減でございます。

翌年度繰越額が 1,134 万円ということでございます。

歳入歳出差引額が 1,592 万 3,684 円となっております。

次のページをお願いいたします。ここから事項別明細でございますが、主なもののみ説明させていただきます。

318 ページまずは歳入でございます。款項目、1、分担金及び負担金、1、分担金、事業費分担金のところでございます。

右側のページでございますが、1、現年度分、受益者分担金が 549 万 3,900 円でございます。収納率 96.3 パーセント、前年度比プラス 1.1 パーセントでございます。

次の行の 2、滞納繰越分でございます。22 万 1,300 円、収納率 24.3 パーセント、対前年度比プラス 6.9 パーセントでございます。

次の中ほどの 2 番、款、使用料及び手数料のうち項 1、使用料でございます。右のページの 1、現年度分、下水道使用料現年度分でございます。収納率 97.9 パーセント、1 億 1,299 万 8,440 円となっております。対前年度比マイナス 0.3 パーセントでございます。

次の行の 2、滞納繰越分でございます。146 万 1,520 円、収納率 35.0 パーセント、前年度比マイナス 14.6 パーセントでございます。

続きまして、一番下段でございますが、款の国庫支出金、次のページをお願いいたします。

321 ページの一番上でございます。

下水道事業国庫補助金ということで、567 万がこちらにつきましては未収入となっておりますが、未収入特定財源としまして翌年度への事業繰越財源となっております。

事業はストックマネジメント計画策定業務委託でございまして、平成 30 年度に完了をしております。

続きまして、中ほどでございますが、款番号5番、繰入金でございます。他会計繰入金ということで、一般会計繰入金が1億6,094万4,000円でございます。

充当先でございますが、下水道整備費に1,441万9,000円、公債費の元金1億3,689万4,000円、利子に963万1,000円を充当しております。

続きまして、次のページをお願いいたします。322ページでございます。雑入でございます。右の方の消費税還付金でございます。374万3,908円となっております。これは過年度分の修正申告及び更正の請求の相殺によります還付分でございます。

次の最後の8番の町債でございますが、下水道債でございます。こちらは流域関連の下水道の事業の負担金に伴います起債でございます。1,100万円でございます。

続きまして、次のページをお願いいたします。こちらは歳出でございます。325ページの中ほどでございますが、11番の需用費でございます。

下水道整備費の需用費の中で修繕料がございますが、565万4,236円、主なものは汚水マス、舗装、マンホール等の修繕でございます。

次の次の段でございますが、13番、委託料でございます。こちらが繰越明許費で1,134万円となっております。こちらが先ほど申しましたストックマネジメント計画の策定委託で30年度へ繰越した事業でございます。

なお、この委託料の中に右側を書いてございますが、天神原地区下水道圧送管移設設計委託料と上げておりますが63万4,579円でございますが、こちらは今、久米小学校前の堂山橋の埋設になっておりました上下水道の圧送管移設の委託でございます。

工事につきましては、30年度予算でやっておりますが、上水道と折半して50パーセント分をこちらで支払っております。

下から2段目の19番、負担金補助及び交付金でございますが、負担金が流域下水道整備事業負担金1,211万9,000円でございます。

こちらは浄化センターの脱水場の増設工事並びに浄化センターの機械電気設備更新工事、それから流域幹線の耐震化工事が含まれております。

次のページをお願いいたします。326ページ、下水道維持管理費でございます。右側の327ページの下から2段目でございます。25番、積立金、下水道事業基金積立金5万6,000円でございますが、こちら積立金の現在高が平成30年5月1日現在で1億8,701万6,000円でございます。

一番下でございますが、27番、公課費、消費税でございます。805万7,300円でございます。

続きまして、次のページをお願いいたします。328ページ、329ページでございます。維持費の公共下水道維持管理費でございます。右側の329ページの中程でございます。

19番、負担金補助及び交付金、負担金でございますが、汚水処理負担金4,615万5,223円でございます。

こちらは球磨川上流浄化センターの汚水処理負担金でございます。29年度の当初は立米当たり90円の単価で予算を上げておまして、60万8,134立方メートルに対しまして90円をかけるということで、それに対しまして、年度末に28年過年度分の調整分が、こちらは単価が違いまして97円の分がございました。

こちらにつきましては、多良木町はマイナス調整でございまして、これを相殺しまして4,615万5,223円の負担金となっております。

また、過年度資本費負担金ということで、県が立替えておりました資本費の負担金が2,025万3,872円、こちらを今償還が始まっている次第でございます。

最後に、公債費でございます。329ページの23番、償還金利子及び割引料のうち町債償還金元金1億4,061万8,603円でございます。

平成 29 年度末元金残高でございますが、18 億 5,268 万 31 円でございます。

最後に町債償還金利子でございます。3,223 万 3,765 円、29 年度末利子残高でございますが、2 億 4,687 万 2,313 円となっております。

最後でございます。330 ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございます。歳入総額が先ほど言いました 3 億 691 万 6,000 円でございます。対前年度マイナス 1,989 万 5,000 円、歳出総額、29 年度でございますが、2 億 9,099 万 3,000 円でございます。対前年度マイナス 2,396 万 2,000 円、歳入歳出差引額 1,592 万 3,000 円でございます。プラスの 406 万 7,000 円と対前年度比となっております。

翌年度へ繰越すべき財源ということで先ほどのストックマネジメントが 1,134 万円が計上されております。実質収支が 458 万 3,000 円となっております、対前年度マイナス 727 万 3,000 円となっております。

以上で、説明終わります。どうぞよろしくをお願いいたします。

日程第 20 「議案第 24 号」 平成 29 年度多良木町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（村山 昇君）次に、日程第 20、議案第 24 号、平成 29 年度多良木町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について説明を求めます。

東健康・保険課長。

○健康・保険課長（東健一郎君）それでは、議案第 24 号、平成 29 年度多良木町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、平成 29 年度多良木町介護保険特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものでございます。

説明につきましては、決算書の方で説明させていただきます。介護保険特別会計につきましては、ページの 331 ページからとなっております。

説明の方は歳入の 334 ページの方から行わせていただきます。ということで、一番上の歳入済み決算、すいません、収入済額 C 欄の一番下でございます。収入合計でございますが、15 億 9,355 万 963 円を収入いたしております。平成 28 年度と比較いたしまして、3,853 万 7,882 円増加しております。

その主な要因といたしましては、歳出の保険給付費の増加見込みに伴う、国庫負担金の増と繰越金の増でございます。

次に、歳出でございますが、337 ページの方をお願いいたします。上の欄で、支出済額の B のところで、一番下の歳出合計でございます。14 億 9,121 万 1,042 円を支出いたしております。前年度と比較いたしまして、1,822 万 1,922 円増加しております。

この主な要因といたしましては、地域支援事業費の増ということでございます。

次に、338 ページの歳入歳出決算額ということでございますが、1 億 233 万 9,921 円となっておりますが、この額は前年度よりも 2,031 万 5,890 円増えておるところでございます。

次のページからが事項別明細ということになっておりますので、主なところをご説明させていただきます。339 ページでございます。

まず全体の状況でございますが、平成 29 年度の介護保険の被保険者数でございますが、年度末で 3,886 人ございました。前年度と比較いたしますと 18 人の増ということになっております。

それでは、歳入の款の 1 の保険料でございますが、前提といたしまして、費用額の 22 パーセントを保険料で賄うということで定められておるところでございます。右側の収入済額のところで 2 億 6,623 万 9,920 円を収入いたしております。収納率につきましては、現年度

分で99.03パーセント、滞納繰越分で14.44パーセント、合計で96.82パーセントという
こととございました。

合計の収納率は前年度と比較しますと0.55パーセント下がったというふうな
こととございました。

また、その収入済額の右側の方に不納欠損額ということで15万8,200円を計上
いたしておりますが、根拠といたしまして、地方税法第15条の7第4項にあり
ます不納欠損処分でございます。内訳といたしましては、処分する財産が
ない方が2名、生活困窮者が8名で合計の10名というふうな
ことになっております。

次に、款の3の国庫支出金でございますが、2の収入済額で4億1,694万
2,464円を収入いたしております。前年度と比較いたしまして、1,925
万円ほど増えておるといふふうなことでございます。補助金等の交付率に
つきましては、項の1の国庫補助金、目の1の介護給付費負担金につ
きましては、給付費のうち施設分が15パーセント、その他の給付費分
では20パーセントというふうなことになっております。

次の項の2の国庫補助金、目の1の調整交付金につきましては、給付金の
交付割合が8.95パーセントというふうなことになっております。

また、それに調整率をかけて交付されるというふうなことでござ
います。

次に、341ページの方をお願いいたします。一番上のところですが、目の
2の地域支援事業交付金、総合事業分でございますが、これにつ
きましては給付費の20パーセント、その下の目の3の総合事業以外分
につきましては、給付費の39パーセントが交付されるという
ふうなことになっております。

次に、款の4の支払基金交付金でございますが、支払基金がほかの保
険者から集めた納付金を交付金として受け取るものでござ
います。収入済額で3億9,852万1,215円を収入いた
しております。前年度と比較いたしますと652万円ほど増えてお
るところでございます。

また、交付率につきましては、目の1の介護給付費交付金及び目の
2の地域支援事業支援費交付金ともに給付費の28パーセントとい
うふうなことになっております。

次に、款の5の県支出金でございますが、収入済額で2億1,849万
3,475円を収入いたしております。前年度と比較いたしまして、
22万円ほど減っております。

こちらの交付率につきましては、項の1の県負担金、目の1の介護給
付費負担金につきましては、給付費のうち施設分が17.5パー
セント、その他の給付費分が12.5パーセントとな
っておるところでございます。

次に、343ページにかけてでございますが、項の2の県補助金、
目の1の地域支援事業交付金、総合事業分でございますが、
につきましては、給付費の12.5パーセントが交付され
るところでございます。

また、目の2の総合事業以外分につきましては、給付費の19.5
パーセントが交付されま
す。

次に、款の7の繰入金でございますが、収入済額で2億1,118万
7,000円を収入いたしております。前年度と比較いたしますと
335万円ほど増えております。

項の1の一般会計繰入金で目の1の介護給付費繰入金が町の負担分
になりますが、給付費の12.5パーセントの繰入れとなる
ということとでございます。

その下の目の2のその他一般会計繰入金でございますが、こちら
につきましては、介護保険特別会計の事務費についての繰入
ということになります。

次の目の3の地域支援事業繰入金、総合事業分でございますが、
これにつきましては、給付費の12.5パーセントの繰入れ
というふうになっております。

次に、345ページの方をお願いいたします。目の4の総合事業以外
分につきましては、給付費の19.5パーセントの繰入れとい
うふうなこととなります。

また、目の5の低所得者保険料軽減繰入金につきましては、所得段階区分におきまして、第1段階の負担割合を0.5、負担割合が0.5でございますが、これを0.45に軽減するものがございます、具体的に言いますと月額で310円、具体的には月額310円のを2,790円に軽減することによる繰入金というふうなことでございます。

次に、款の8の繰越金でございますが、収入済額で8,202万4,031円を収入いたしております。前年度と比較いたしますと1,772万円ほど増えております。

収入の主なところは以上でございます。

次に、349ページの方をお願いいたします。歳出でございます。まず款の1の総務費、項の3の介護認定審査会費、目の1の認定調査費でございますが、右側の支出済額で1,436万113円を支出いたしております。

ちなみに、平成30年の3月末の本町の要介護等の認定者数でございますが、要支援1の方が30名、要支援2の方が106名、要介護1が128名、要介護2が139名、要介護3が125名、要介護4が111名、要介護5が68名ということで、合計の707名でございます。

また、認定率につきましてはでございますが、年度末で18.4パーセントということで、前年度と比較しますと1パーセント、約1パーセントでございますが、減というふうなことでございました。

次に、351ページの方をお願いいたします。款の2の保険給付でございますが、こちらがこの特別会計の本体部分でございます、平成30年3月末の受給者数が628名でございます。保険給付費の支出済額といたしましては、13億8,543万1,869円を支出いたしております。前年度と比較いたしますと350万円ほど増えております。

なお、一人、すいません。受給者一人当たりの給付費は約220万円というふうなことでございます。

次に、目の1の介護サービス等諸費につきましては、要介護者に対する給付費ということで、支出済額で12億2,892万7,349円を支出いたしております。

次の項の2の介護予防サービス等諸費でございますが、353ページの方をお願いいたします。目の1の介護予防サービス等諸費ということで、こちらの方は要支援者に対する給付費ということで、支出済額が4,811万1,209円となっておりますのでございます。

次に、一番下の項の6の特定入所者介護サービス等諸費でございますが、次の355ページにまたがりますが、内容といたしましては、所得が低い要介護者等の方が施設サービスを利用した時に、食費や食事、居住費等の負担を軽くするための支出でございます。

支出済額が7,141万4,420円でございます。

次に、款の3の地域支援事業費、項の1の介護予防生活支援サービス事業費でございますが、支出済額が1,344万934円でございます。

この事業につきましては、要支援者の方の多様な生活支援のニーズに対応するための事業費ということでございます。

次に、357ページの方にまたがりますが、項の2の一般介護予防事業費でございますが、支出済額が961万8,379円でございます。

この事業費につきましては、高齢者の通いの場を充実させ、要介護状態になっても生きがいや役割を持って生活できる地域づくりを目指すための事業費でございます。

次に、項の3の包括的支援事業・任意事業費、目の1の包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費でございますが、支出済額が721万2,809円でございます。

この事業につきましては、主に、上球磨包括支援センターへの委託料でございます、内容といたしましては、総合相談、権利、擁護、あるいはケアマネジメント支援の事業などがございます。

次に、目の2の任意事業費でございますが、支出済額が817万4,544円でございます。主

な内容といたしましては、360 ページの方になりますが、節の扶助費の備考欄で低所得者に対してのグループホーム入所者家賃等助成でございます。

次に、361 ページの方をお願いいたします。款の 4 の基金積立金でございますが、2 万円を積立てしております。これは歳入の基金利子に相当する分の積立てでございます。この積立てを行った後の基金現在高は 2,644 万 6,598 円となっております。

次に、款の 5 の諸支出金でございますが、目の 2 の償還金で支出済額が 2,295 万 760 円でございます。こちらにつきましては、備考欄の国県補助金等返納金ということで、平成 28 年度の精算分を県及び社会保険診療報酬支払基金へ返納いたしておるところでございます。

次に、363 ページにまたがりますが、項の 2 の繰出金、目の 1 の一般会計繰出金でございます。支出済額で 1,247 万 7,668 円を支出いたしておりますが、平成 28 年度の精算ということで繰出しを行っておるところでございます。

歳出の主なところは以上でございます。

次に、365 ページの実質収支に関する調書の方をお願いいたします。5 番の実質収支の額でございますが、1 億 234 万円というふうなことになっております。この額が平成 30 年度への繰越金ということになります。

以上で、説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

日程第 21 「議案第 25 号」 平成 29 年度多良木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（村山 昇君）次に、日程第 21、議案第 25 号、平成 29 年度多良木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について説明を求めます。

東健康・保険課長。

○健康・保険課長（東健一郎君）それでは、議案第 25 号、平成 29 年度多良木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、平成 29 年度多良木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものでございます。

決算の説明につきましては、決算書の方で説明させていただきます。ページの方は 367 ページの方をお願いいたします。収入済額 C 欄の一番下の歳入合計でございます。1 億 4,031 万 523 円を収入いたしております。

平成 28 年度と比較いたしますと 316 万 833 円の増ということで、主な要因といたしましては、保険料の収入増というふうなことでございます。

次に、368 ページの方をお願いいたします。歳出の支出済額 B 欄の一番下の歳出合計でございます。1 億 3,957 万 3,272 円を支出いたしております。

平成 28 年度と比較いたしまして、324 万 6,834 円の増ということでございまして、この主な要因といたしましては、広域連合への負担金の増というふうなことでございます。

次に、369 ページの歳入歳出差引残額ということでございますが、73 万 7,251 円となっておりますが、この額は前年度より 8 万 6,000 円ほど減っておるところでございます。

次のページからが事項別明細というふうなことになっておりますので、主な部分について説明させていただきます。370 ページでございます。

まずこの特別会計につきましては、業務の流れといたしまして、保険料を賦課徴収したものを広域連合へ納付するということが主なことでございまして、後期高齢者医療に係る給付等につきましては、熊本県後期高齢者医療広域連合が行っておるところでございます。

平成 29 年度末の被保険者数でございますが 2,180 名ということで、前年度より 41 名減っておるところでございます。

まず歳入の方でございますが、款の1の後期高齢者医療保険料ということで、右側のページで収入済額8,054万7,700円を収入しております。前年度と比較いたしますと438万円ほど増えておるところでございます。収納率の方でございますが、現年度分が99.83パーセント、過年度分が38.46パーセント、合計で98.53パーセントでございました。合計の方で前年度と比較いたしますと0.59パーセントの増というふうなことでございました。

また、収入済額の右側の方に不納欠損額ということで9,900円を計上いたしております。根拠といたしましては、地方税法第15条の7第4項による不納欠損処分でございます。内訳といたしましては、生活困窮者ということで1名の方が該当しております。

また、保険料につきましては、県内均一の保険料ということになっておりまして、平成26年度以降同じ税率で運用されておるといふふうなことでございます。仕組みといたしましては、国、県、市町村で給付の5割を負担しておるところでございます。

また、現役世代からの支援金で4割を負担いたしまして、残りの1割を被保険者が保険料として負担するというふうな制度になっております。

次に、款の3の繰入金でございますが、項の1の一般会計繰入金、目の2の保険基盤安定繰入金ということで、右側のページで収入済額5,157万9,075円を収入いたしております。

この繰入金は、保険料の軽減分の繰入れでございまして、財源といたしましては、県費が4分の3、それに町が4分の1を付けてこの会計に繰出すというふうなことでございます。

次に、款の5の諸収入でございますが、ページは374ページの方をお願いいたします。項の4の受託事業の収入でございますが、目の1の後期高齢者医療広域連合受託事業収入ということで、収入済額が492万9,796円でございます。前年度と比較いたしまして31万円ほど多くなっております。内容につきましては、備考欄にございますが後期高齢者健康診査受託事業でございまして、検診の業務を広域連合の方より委託されるというふうな制度でございまして、こちらの方に収入を掲げておるところでございます。

収入の主なところは以上でございます。次に、376ページの方をお願いいたします。歳出でございますが、款の1の総務費でございます。右のページで支出済額110万2,369円を支出いたしております。前年度と比較いたしますと20万円ほど減少いたしております。

次に、款の2の後期高齢者医療広域連合納付金でございますが、右側の支出済額で1億3,214万6,175円を支出いたしております。前年度と比較いたしますと368万円ほど増えておるといふふうな状況でございます。

この広域連合納付金の内訳につきまして、次の379ページの方とまたがっておりますが、一番右の方の備考欄でございます。熊本県後期高齢者医療広域連合、まずは被保険者保険料負担金ということで8,056万7,100円を支出いたしております。歳入の方で申し上げましたとおり、保険料を収入した分をそのまま広域連合に納めるというふうなことでございます。

また、その下の方が保険基盤安定負担金ということで5,157万9,075円を支出いたしております。

これも先ほど申し上げましたとおり、一般会計から繰入れたものをそのまま広域連合に負担金として納めるというふうなことでございます。

次に、款の3の保健事業費でございますが、目の1の健康診査費でございますが、右側の支出済額で534万5,928円を支出いたしております。これが健康診査の費用でございます。

平成29年度の健診事業受診率につきましては、25.1パーセントというふうな結果でございました。

次に、款の4の諸支出金、項の2の繰出金で380ページの方になりますが、目の1の他会計繰入金でございますが、支出済額で65万1,000円を支出いたしております。

これは当初、一般会計から財政運営の円滑化のため繰入れていただいた繰入金でござい

すが、その精算というふうなことでございます。

歳出の主なものは以上でございます。

次に、一番最後の 382 ページでございます。実質収支に関する調書ということで、5 番目の実質収支でございますが、73 万 8,000 円となります。これが 30 年度への繰越金というふうなことになっております。

以上で、説明終わります。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（村山 昇君） 以上で、日程第 6、議案第 10 号から日程第 21、議案第 25 号までの説明が終わりました。

以上の議案については、9 月 14 日に審議・採決を行います。

これで本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれで散会いたします。お疲れさんでございました。

(午後 2 時 14 分散会)